

The Seto Shinkin Bank

Report 2023

せとしん ディスクロージャー誌



北川 民次
「瀬戸の母子像」
1967年

基本方針

瀬戸信は

法令を遵守し社会的責任を遂行する
地域社会の発展に貢献する
取引先の繁栄に奉仕する
健全で効率的な経営に徹する
職員の幸福を増進する

当金庫の概要 (令和5年3月末現在)

本店所在地	愛知県瀬戸市東横山町119番地の1
設立年月日	昭和17年11月1日
預 積 金	2兆1,827億円
貸 出 金	1兆1,257億円
出 資 金	12億9百万円
自己資本比率	12.28% (単体)
会 員 数	60,460名
店 舗 数	72か店 (うち出張所4か店)
店舗併設ローンセンター	2か所
役 職 員 数	1,209名

C O N T E N T S

ごあいさつ	1
-------	---

せとしんの経営

事業の概況	2
第12次中期経営計画	4
SDGs宣言	5

せとしんの活動

おかげさまで創立80周年	6
せとしんのこの1年、トピックス	7
人材育成への取組み、環境への取組み、助成活動	8

せとしんの取組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	9
総代会について	12
コンプライアンスへの取組み	15

リスク管理強化への取組み	16
顧客保護等への取組み	18
信用金庫法開示債権、金融再生法開示債権	20

せとしんについて

役員、組織図、主要な事業内容	22
せとしんの沿革	23
営業店舗のご案内、営業地区	24
店舗移転、瀬戸信用金庫アートギャラリー	26
業務のご案内	27
主な手数料	31

資料編

単体情報	34
連結情報	53
開示項目一覧	63



北川民次画伯と瀬戸信用金庫

北川民次画伯(明治27年~平成元年)は、静岡県に生まれ、アメリカ、メキシコでの絵画制作に取組まれた後、瀬戸市にアトリエを構え、瀬戸を題材とした作品を数多く制作されました。瀬戸信用金庫のカレンダーは、昭和33年から現在に至るまで北川画伯の作品を採用しており、当初はカレンダー用にその原画を特別に描いていただいていた。

ごあいさつ



平素より瀬戸信用金庫に格別のご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。
おかげさまで当金庫は、昭和17年の創立以来、地域金融機関として順調な発展を続け、昨年11月に創立80周年を迎えることができました。これもひとえに、地域の皆さま方の永年にわたる温かいご支援とご協力の賜物であり、重ねて感謝を申し上げます。

本年も引き続き皆さまに安心してお取引いただけるよう、当金庫の現況と経営内容を開示した「せとしんディスクロージャー誌2023」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和4年度は、ロシアによるウクライナ侵攻などを契機に原材料価格が上昇するなか、世界的には急激なインフレを抑制するため金融引き締めの動きが強まりました。

我が国の経済においても、物価の高騰やエネルギー問題、地政学リスクの高まりなど、大きな影響がありました。一方、新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着きを見せており、経済活動は持ち直しの動きが出てきております。

今後は、日本銀行の新たな総裁による金融政策の舵取りが、マーケットや実体経済に与える影響について注意深く見ていく必要があります。

このような状況において、当金庫は支援力強化を取組課題に掲げ、お取引先が抱える様々な経営課題の解決に取組んでまいりました。

また一方で、ペーパーレス化の推進やWEB取引の拡充、店舗の見直しや渉外活動の高度化など、業務運営の見直しと効率化についても進めてまいりました。

その結果、令和4年度末には、預積金残高は2兆1,827億円、貸出金残高は1兆1,257億円となり、当期純利益は29億円を計上することができました。

当金庫は、本年4月より「第12次中期経営計画」をスタートさせました。「頼りにされる信用金庫」をテーマに、地域・お取引先・当金庫がともに発展できる「三方よし」の実現を目指してまいります。

我が国を取り巻く経済環境は、大きく変化しており先行きは不透明な状況であります。このような時こそ、地域社会の期待に応えるため、役職員が一丸となりチャレンジ精神を持ち、信用金庫の使命を果たしてまいります。

今後とも何卒、倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 成田 順一

事業の概況

令和4年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せ、経済活動に持ち直しの動きが出た一方、世界的には急激なインフレとその抑制のための金融引き締め動きが強まるなど、目まぐるしく変化しました。

今後は、日本銀行の新たな総裁による金融政策の舵取りが、マーケットや実体経済に与える影響について注視していく必要があります。

このような環境の中、当金庫はお客様の利便性向上、コンサルティング機能の強化に取り組んでまいりました。また、一方で店舗の見直しや業務運営の見直しなど効率化を進めてまいりました。

その結果、令和4年度末には、本業の収益を示すコア業務純益は前年度比5.8%増加の52億円、当期純利益は、前年度比12.5%減少の29億円となりました。

当金庫は、お取引先への支援力強化を取組課題に掲げ、お取引先が抱える様々な経営課題の解決に取り組んでいます。令和4年度においても、原材料価格の高騰をは

じめとした様々な資金ニーズに対し、迅速に対応するとともに、「事業再構築補助金」をはじめ各種補助金の申請や人材紹介、販路拡大、事業承継などの経営課題に対し、外部機関とも連携し、きめ細やかなサポートを行ってまいりました。

店舗については、昨年6月に大曽根支店を新築移転し、窓口業務においては、お客さまの利便性向上と業務の効率化を目的とした「窓口支援システム」の全店導入が完了いたしました。また、ホームページやせとしんアプリからいつでも予約可能な「来店予約」「相談会・セミナー予約」を開始いたしました。

地域貢献活動については、当金庫創立80周年事業の一環として、瀬戸市をはじめとする当金庫営業エリア内の11の自治体と、地元の2つの医療機関に対し寄付を行いました。

今後も、「お取引先の繁栄」と「地域の皆さまの豊かな暮らしの実現」「地域社会の発展」に貢献してまいります。

主要な経営指標の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
業 務 純 益 百万円	2,978	3,450	3,456	4,852	5,079
コ ア 業 務 純 益 百万円	2,894	2,928	3,445	4,961	5,253
経 常 収 益 百万円	23,634	23,772	21,227	22,020	21,636
経 常 利 益 百万円	2,564	2,719	3,218	4,710	3,828
当 期 純 利 益 百万円	2,251	1,840	3,061	3,317	2,900
出 資 総 額 百万円	1,195	1,200	1,209	1,209	1,209
出 資 総 口 数 千口	2,390	2,400	2,419	2,419	2,418
純 資 産 額 百万円	129,115	120,610	129,532	124,228	112,452
総 資 産 額 百万円	2,378,400	2,380,374	2,514,070	2,570,838	2,571,055
預 金 積 金 残 高 百万円	2,101,099	2,097,386	2,132,160	2,161,530	2,182,786
貸 出 金 残 高 百万円	976,676	1,005,989	1,081,458	1,098,367	1,125,715
有 価 証 券 残 高 百万円	817,756	750,622	780,172	888,333	891,760
単体自己資本比率 %	13.27	12.44	12.96	12.48	12.28
出資に対する配当金 (出資1口当たり) 円	20	20	20	20	25
役 員 数 人	14	14	15	14	15
うち常勤役員数 人	12	12	13	12	13
職 員 数 人	1,269	1,247	1,255	1,236	1,196
会 員 数 人	60,370	60,872	61,970	61,370	60,460

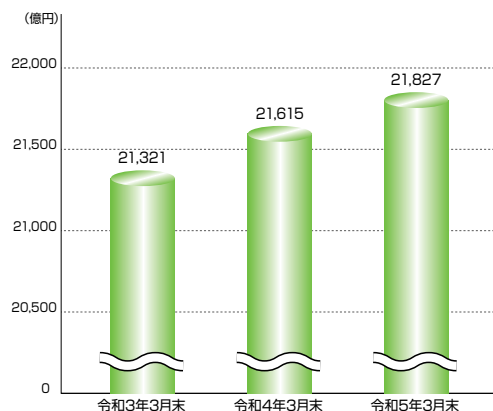
(注) 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づいて算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

※ 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

令和4年度の実績

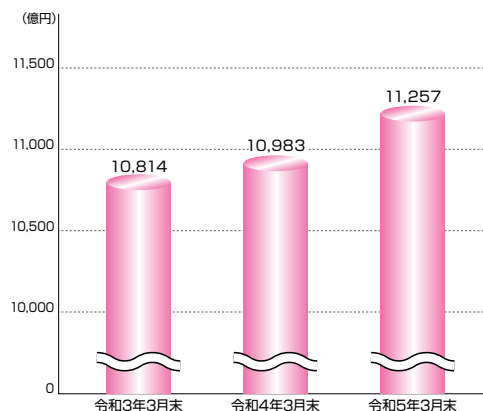
●預積金の実績

地域の皆さまからのご支持により手堅く推移し、令和5年3月末の預積金残高は、2兆1,827億円(前年度末比212億円、0.9%増加)となりました。



●貸出金の実績

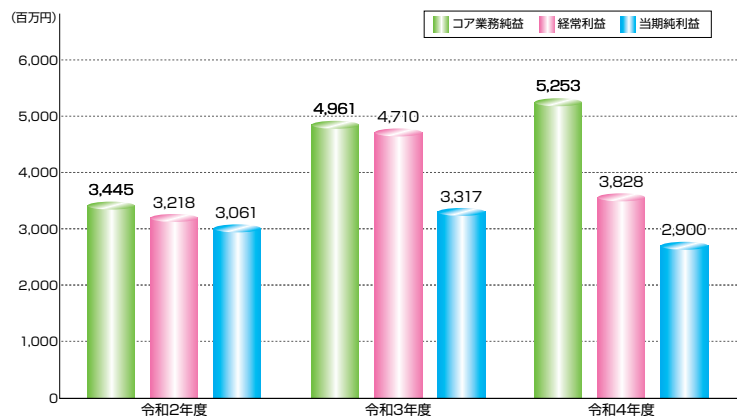
地域の皆さまの資金ニーズに積極的に対応した結果、令和5年3月末の貸出金残高は、1兆1,257億円(前年度末比273億円、2.4%増加)となりました。



●損益の状況

貸出金残高は増加するも利回りの低下により貸出金利息が減少するなか、収益性を重視した余資運用や預金利息の減少などから資金利益は増加。また、預金保険料などの経費が減少したことからコア業務純益は前年対比5.8%増加の52億53百万円となりました。

市場環境が持ち直したことから有価証券関係損益は改善したものの、与信関係の引当金を積み増したことから経常利益は前年対比で18.7%減少の38億28百万円、当期純利益は前年対比12.5%減少の29億円となりました。



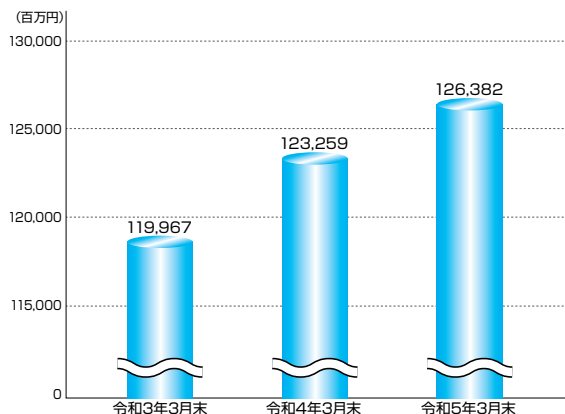
※コア業務純益とは、業務純益から一時的な変動要因(一般貸倒引当金や国債等債券関係損益)の影響を除いたものであり、金融機関の基本業務による収益力を表します。

●自己資本(単体)

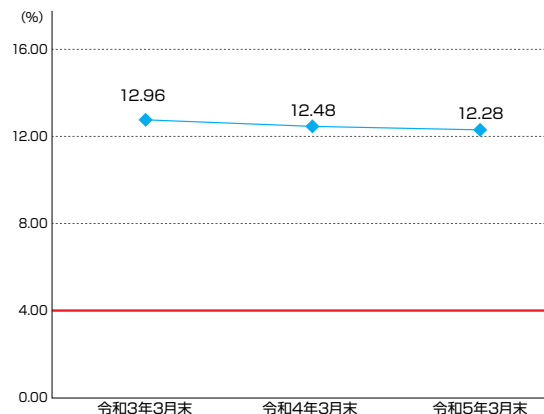
「貸出金の増加」や、引き続き「収益性を考慮した余資運用」に努めたことから、令和5年3月末の当金庫の自己資本比率は12.28%となりました。

同比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、問題なく安心してお取引いただける水準を維持しております。

●自己資本額の推移



●自己資本比率の推移



第12次中期経営計画 アクションプログラム (令和5年4月～令和8年3月)

ビジョン

「地域とともに」

～地域・お取引先・当金庫「三方よし」の実現～



地域

お取引先

三方
よし

当金庫(職員)

基本戦略・重点施策

取組テーマ

頼りにされる信用金庫

基本戦略 1

課題解決への取組み

- ・本業支援、伴走支援の推進
- ・SDGs、脱炭素に向けた取組支援
- ・デジタル技術の活用
- ・商品、サービスの充実
- ・地域創生の推進
- ・お客さま本位の業務運営の推進

「コンサルティング」「サポート」「アフターフォロー」
の更なる強化

基本戦略 2

経営基盤の強化

- ・収益力の強化
- ・DXの推進による業務改革
- ・生産性向上(業務プロセスの最適化)
- ・組織の機能強化
(営業体制・店舗、本部と営業店の連携)

基本戦略 3

内部管理態勢の高度化

- ・リスク管理態勢の高度化
- ・業務継続態勢の実効性向上
- ・サイバーセキュリティ対策の高度化
- ・マネー・ローndリング対策の高度化
- ・コンプライアンスの徹底

基本戦略 4

「人財」の育成・活用

- ・働きやすく、やりがいのある職場づくり
- ・専門性の高い人材の育成
- ・女性、シニア職員の活躍推進
- ・「企画力」「考動力」ある職員の育成
- ・評価制度の見直し

「課題解決力の向上」に向けた取組み

せとしんSDGs宣言

表明日:令和元年12月3日

瀬戸信用金庫はSDGsへの取組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献いたします。

当金庫はこれまで永きにわたり「地域社会への貢献」などを経営の基本方針に掲げ、さまざまな事業活動に取り組んできましたが、それらの取組みが、国連が提唱するSDGsの理念や目指すゴールに合致しており、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組みを推進するため、令和元年12月に「せとしんSDGs宣言」を表明しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業等がそれぞれ協力・連携することが求められています。



- ◆資産運用セミナーを通じた資産形成支援
- ◆つみたてNISA推進による資産形成支援



- ◆あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会を通じた6次産業化支援



- ◆役職員の就業時間中禁煙
- ◆金庫敷地内全面禁煙
- ◆各営業店へのAED(自動体外式除細動器)設置
- ◆ATM画面等への抗ウイルス・抗菌フィルムの導入



- ◆お客様向け各種セミナーの開催
- ◆すみれの苗の寄贈を通じた情操教育
- ◆せとしんすみれカップジュニアサッカー大会を通じた青少年の健全な育成
- ◆職場体験教室の実施
- ◆大学等との連携・協力
- ◆瀬戸特別支援学校の「全国ボッチャ選抜甲子園」出場支援
- ◆金融経済教育の実施



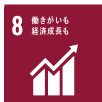
- ◆多様な働き方に対応する人事制度の導入
- ◆あいち女性輝きカンパニーとしての認証
- ◆「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」への就任



- ◆堀川の水質浄化活動への協賛



- ◆環境配慮型店舗、環境車両の導入
- ◆ESG債への投資
- ◆LED照明の導入
- ◆「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択



- ◆AICHI WISH企業認定
- ◆瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言
- ◆名古屋ワーク・ライフ・バランス推進企業
- ◆愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録



- ◆創業塾の開催
- ◆知財活用ビジネスマッチング交流会による新事業支援
- ◆地域活性化サポートローンの取扱い
- ◆事業承継等の各種企業支援
- ◆キャッシュレス決済導入支援
- ◆せとしん資本性ローンの取扱い
- ◆若手陶芸作家等(ツクリテ)の定着支援
- ◆せとしん SDGs応援ローンの取扱い
- ◆SDGs型私募債、SDGs私募債(寄贈型)の引受け
- ◆尾張旭市地域の魅力商品活性化事業「旭色」の実施



- ◆バリアフリー設備の整備
- ◆認知症サポーターの養成
- ◆あいち認知症パートナー企業
- ◆赤い羽根募金や募金機能付き自動販売機の設置による共同募金への協力
- ◆電話リレーサービスへの対応



- ◆地公体の地域見守り活動への協力
- ◆地域行事への積極的な参加
- ◆瀬戸市災害時協力事業所への認定
- ◆瀬戸信用金庫アートギャラリーの開館
- ◆(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金による助成
- ◆総合グラウンドの市民への開放
- ◆旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり



- ◆再生トナーの利用
- ◆エコキャップ回収運動



- ◆クールビズの実施



- ◆プラスチックごみ削減への取組み(贈答品用レジ袋の廃止など)



- ◆緑の募金への協力
- ◆ペーパーレス化の推進
- ◆生ごみから堆肥を作り地域へ無償提供



- ◆マネロン・テロ資金供与対策の高度化
- ◆特殊詐欺撲滅に向けた取組みの強化
- ◆コンプライアンスの徹底



- ◆地公体との包括協定・連携による地域創生
- ◆商工会議所等支援機関との連携による企業支援
- ◆「愛知県SDGs登録制度」に登録



(令和5年4月1日 現在)

令和4年11月1日、当金庫は創立80周年を迎えました。これもひとえに、地域の皆さまの永年にわたる温かいご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

これからも、皆さまの信頼にお応えできるよう努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

〈ロゴデザイン・キャッチフレーズ〉



地域とともに生きる

■ 記念事業・記念キャンペーン

● 自治体等への寄付

地域の皆さまへの感謝の意を込め、以下の自治体・医療機関へ寄付を行いました。

- ・自治体／瀬戸市、尾張旭市、長久手市、名古屋市、春日井市、日進市、東郷町、豊田市、小牧市、北名古屋市、清須市
- ・医療機関／公立陶生病院、愛知医科大学



● 愛知環状鉄道

ラッピング列車の運行

（岡崎駅～高蔵寺駅間を
令和5年10月31日まで
運行予定）



● 80周年記念定期預金

特別金利キャンペーンを実施

（令和4年11月1日～
令和5年1月31日）



● 「瀬戸信用金庫

所蔵絵画名品展」を開催

（令和4年9月24日～
令和4年11月27日）



瀬戸信用金庫の歩み

昭和17年11月1日、瀬戸市内にあった今村、赤津、東部、北部、南部の5つの信用組合が合併し、当金庫の前身である「瀬戸市信用組合」が旧北部信用組合を本所とし誕生しました（本所支所8カ所）。

その後、昭和26年10月に信用金庫法の施行により、「瀬戸信用金庫」に改組しました。

瀬戸市近隣から順次営業地区を広げ、昭和27年には大曽根支店、筒井町支店（現車道支店）を開設し、名古屋市への進出を果たし、平成12年の港支店開設により、名古屋市全16区に店舗を配置することができました。



昭和17年創立当時の役職員

1年のあゆみ

令和4年4月 1日	●新規学卒者28名を採用しました。
5月18日	●第8回せとしん「知財活用ビジネスマッチング交流会」を開催しました。
6月10日	●環境省が実施する「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されました。
13日	●大曽根支店を新築移転開店しました。
17日	●第80期通常総代会を当金庫エンゼルホールで開催しました。
7月 1日	●本部組織を一部変更し、地域貢献室、融資第二部、瀬戸事務センターを新設しました。
5日	●第41回信用金庫PRコンクールインターネット部門優秀賞を受賞しました。
9月 1日	●瀬戸まちづくり株式会社と連携し、PR動画「作家の成長と活躍を応援するまち瀬戸」を制作しました。
27日	●愛知県信用保証協会および名古屋市信用保証協会と連携して、事務効率化の観点から「電子保証書交付サービス」を導入しました。
10月 3日	●WEBによる「来店予約」、「相談会・セミナー予約」の取扱いを開始しました。
6日	●聴覚や発話に困難のあるお客さまの利便性向上のため、「電話リレーサービス」の対応を開始しました。
11月 1日	●せとしん「年金お楽しみ演芸会」を開催しました。(10月6日、2月21日)
4日	●創立80周年を迎えました。
28日	●電子交換所手形決済業務の取扱いを開始しました。
12月 2日	●営業店窓口支援システム(まどサボ)の全店導入が完了しました。
7日	●せとしん青年経営者会合同例会を開催しました。
9日	●長久手市立長久手中学校において、金融に関する知識と判断力(金融リテラシー)を身に着けることを目的とした金融経済教育を実施しました。
23日	●若手陶芸作家等(ツクリテ)支援の一環として、「瀬戸ツクリテの手仕事in渋谷ヒカリエ」を開催しました。(～12月11日)
令和5年2月 2日	●本部営業車両として電気自動車を2台導入しました。
3月 8日	●「インボイス制度対策セミナー」を開催しました。
	●当金庫のシンボルフラワー「すみれ」の苗を、営業地域の小学校・幼稚園・保育園等へ寄贈しました。(～3月9日)

トピックス

PR動画「作家の成長と活躍を応援するまち瀬戸」を制作

瀬戸まちづくり株式会社と連携し、瀬戸が陶芸作家にとって学び、活躍できるまちであることを広く周知するため、PR動画「作家の成長と活躍を応援するまち瀬戸」を制作しました。(令和4年7月5日)



瀬戸ツクリテの手仕事in 渋谷ヒカリエ

瀬戸市、瀬戸商工会議所と連携し、若手陶芸作家等(ツクリテ)支援の一環として、「瀬戸ツクリテの手仕事in 渋谷ヒカリエ」を開催しました。(令和4年12月9日～11日)



「インボイス制度対策セミナー」を開催

瀬戸商工会議所との共催により、令和5年10月に導入予定のインボイス制度(適格請求書等保存方式)について、事業者さまを支援するため、「インボイス制度対策セミナー」を開催しました。(令和5年2月2日)



すみれの苗を寄贈

地域社会の未来を担う園児・学童の情操教育に寄与するため、当金庫のシンボルフラワー「すみれ」の苗を、営業地域の小学校・幼稚園・保育園などに寄贈しました。(令和5年3月8日～9日)



■ 人材の育成・ワークライフバランスへの取組み

当金庫は、人材育成と職員の能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めています。

●人材の育成

- ◇職員研修
 - ・新入職員研修会
 - ・新入職員フォローアップ講座
 - ・階層別講座
 - 次長講座・中堅役付者講座・年次別講座 等
 - ・職能別講座
 - 若手涉外育成講座・経営改善支援講座 等
- ◇派遣研修
 - ・全国信用金庫協会
 - ・東海地区信用金庫協会
- ◇土曜講座の開催
 - ・融資講座
 - ・事業先開拓活動事例講座
 - ・投資信託販売講座
 - ・保険販売実務講座
 - ・預金実務講座
- ◇自己啓発支援
 - ・せとしんeラーニングシステム

●ワークライフバランス(働きやすい職場環境の整備)

- ◇育児及び介護の支援
 - ・育児、家族の介護のための休業及び短時間勤務
 - ・子の看護、家族の介護のための特別休暇 等
- ◇年次有給休暇の利用促進
 - ・連続休暇
 - ・結婚記念日又は誕生日休暇 等
- ◇時間外勤務の適正な管理
 - ・ノー残業デーの実施(毎月第2・第3水曜日) 等
- ◇心と体の健康推進
 - ・悩みごと相談窓口の設置 等
- ◇コース別人事制度の導入
 - ・総合職、事務職、介護等のため勤務日の少ないライフサポート型、子が小学生の間短時間勤務が可能な育児支援型等を選択できる制度
- ◇主なワークライフバランス関係認証取得
 - ・「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録
 - ・「あいち女性輝きカンパニー」認証
 - ・「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」認証
 - ・「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」登録

■ 環境への取組み

●清掃活動

平成21年度から地域貢献活動として、店舗周辺の清掃活動を実施しており、令和4年度も当金庫瀬戸市内14店舗において実施しました。(令和4年6月9日)



●歩道橋の清掃活動

歩道橋2橋(熱田区沢上・東区水筒先)のネーミングライツを名古屋市と契約、地域貢献活動として、歩道橋の清掃活動を実施しています。(年4回実施)

●電気自動車の導入

脱炭素化の実現に寄与するため、本部営業車両に電気自動車を導入しております。

●エコキャップ回収運動

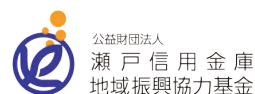
ペットボトルキャップを広く回収し、リサイクル業者に引き取りを依頼することで、CO₂の排出削減に協力しております。

令和4年度は2,034,115個を回収し、15,087kgのCO₂削減に寄与しました。

●照明の消費電力削減

電力の消費が少ないLED照明を導入し、消費電力の削減に取り組んでいます。

■ (公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金による助成活動



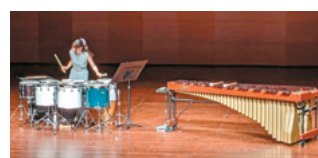
当金庫では、地域社会の活性化のために、地方公共団体並びに公共の団体が行う諸活動を支援し、地域社会の振興発展に寄与することを目的として、(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金を設立し、地域の産業振興発展・社会福祉・社会生活環境整備・社会文化活動に助成しております。令和4年度は、30先の活動に対して助成を行いました。

●令和4年度の主な助成活動

地 域	事 業 名	開 催 日
瀬戸市	Land of Pottery -瀬戸体感陶器市-	令和4.4.16~17
	道泉地域力推進協議会及び道泉地域交流センター10周年を祝う「みんなで道泉夏まつり」	令和4.8.6
	5周年記念 瀬戸こども将棋大会	令和4.8.27
尾張旭市	自然の中に人間の営みと生きる力を見た	令和4.12.7~11
	尾張旭市民合唱団 第15回ニューイヤーコンサート	令和5.1.15
長久手市	長久手市レクリエーション協会創立20周年記念事業	令和4.7.16
	輝け!長久手フレッシュコンサート(第5回記念演奏会)	令和4.9.4
	長久手市・ワテルロー市姉妹都市提携30周年	令和4.10.29
春日井市	ベルギー ワテルロー フレンドフェスinながて2022	令和4.10.29
豊田市小原地区	みんなの想いをドミノにのせて	令和4.11.26~27
	小原夏まつり開催事業	令和4.8.15



5周年記念 瀬戸こども将棋大会



輝け!長久手フレッシュコンサート(第5回記念演奏会)

■ 地域密着型金融の推進

当金庫はお客さまとの密接な関係を活かし、地域経済社会の活性化や中小企業金融の円滑化、課題解決などに向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

第12次中期経営計画において「～地域とともに～」をビジョンに掲げ、以下の方針のもと地域密着型金融のさらなる深化を目指し取り組みます。

1. 基本方針

- (1) 当金庫は、地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等への本業支援、伴走支援をはじめとして積極的に地域密着型金融の推進を図ります。
- (2) 当金庫は、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

2. 具体的な取組項目

- (1) お客さまへのコンサルティング機能の発揮
- (2) 地域の面的再生への積極的な参画
- (3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

■ 取組状況

お客さまの経営課題解決に向け、資金相談だけでなく「事業再構築補助金」をはじめとした公的施策の情報提供・活用支援や、外部機関・外部専門家との連携による高度・専門的な経営課題への対応など、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの本業支援に取り組んでいます。

また、地域創生に向け、地方版総合戦略をはじめとする各種政策提言機会への参画、具体的施策の推進協力など、地方公共団体等と連携した取組みを積極的に実施しています。今後も、地域における課題を地方公共団体や商工会議所等と共有し、具体的な施策推進に取り組む方針です。

(1) お客さまへのコンサルティング機能の発揮

● 創業、新事業展開、取引拡大支援

・瀬戸市や瀬戸商工会議所と連携した「せと・しごと塾」の開催、尾張旭市や尾張旭市商工会等と連携した「尾張旭市創業セミナー」の開催などを通じ、創業支援に取り組んでいます。

「せと・しごと塾」とは、瀬戸市での創業を目指す方に対し、創業に必要な知識を学ぶ機会を提供するもので、当金庫は瀬戸市、瀬戸商工会議所とともに事務局として運営に参画し、事業計画作成に関する講師を担当するなど、地域での創業をサポートしております。同塾では、令和5年3月までに14期が終了し、卒塾生数は253名、開業者数は145名（入塾当初から開業している方を含む）となりました。



せと・しごと塾

・中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関として、平成24年11月5日に認定を受けました。認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等を受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。認定経営革新等支援機関として、経営改善に関する支援及び創業や新事業展開を支援する各種補助金（事業再構築補助金等）の申請支援などを実施しています。

・株式会社日本政策金融公庫の7支店（名古屋・名古屋中・熱田・一宮・岡崎・岐阜・多治見支店）と平成26年8月12日に「業務連携・協力に関する覚書」を締結して創業支援・企業再生支援・農商工連携などの幅広い分野において地域の中小企業者及び農林水産事業者の皆さまをサポートしています。

・大企業が持つ特許を活用して中小企業の新しい製品づくりや既存製品の付加価値向上に活用いただくことを目的に「知財活用ビジネスマッチング交流会」を開催しており、令和4年5月には当金庫取引先52社、開放特許企業4社が参加し、第8回せとしん「知財活用ビジネスマッチング交流会」を開催しました。

これまでに交流会参加の取引先企業3社が「開放特許ライセンス契約」を締結しています。

●事業承継・M&A支援

・円滑な事業承継の準備、事業承継に向けたM&A活用の相談をお受けしています。愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、地方公共団体、商工会議所、M&A仲介会社、税理士法人等の外部機関、専門家との連携により、お客様の課題解決に向けた対策のご提案を行っています。

●事業再生・経営改善支援

- ・経営サポートグループを中心に、営業店・外部機関・外部専門家と連携しながらコンサルティング機能を発揮し、お客様のライフステージに応じた支援を実施しています。
- ・外部機関の利用として、愛知県中小企業活性化協議会への相談持込や、中小企業者の高度・専門的な課題については「しんきん愛知プラットフォーム」を通じた専門家派遣を行っています。また、令和4年度は愛知県中小企業活性化協議会に職員を派遣し、事業再生支援に関する知識習得に努めています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を検討しているお取引先に対し「事業再構築補助金」の申請支援を実施、第1回公募から第9回公募まで、累計218件の申請支援を行いました。
- ・お取引先のさまざまな経営課題への対応を支援するため、公的支援機関である「よろず支援拠点」と連携し「せとしん経営相談会」を開催。令和4年度は7回開催し、30先の経営相談を受け付け課題解決に向けた対応を支援しました。

●経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

(2)「経営者保証ガイドライン」への取組状況

令和4年度実績

新規に無保証で融資した件数	2,385 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.62%
保証契約を解除した件数	633 件

(注)保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく申し出はありませんでした。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

- ・地域創生に向け、各種計画の策定や事業への積極的な参画を通じ、地域活性化に取り組んでいます。
- ・瀬戸市が陶芸作家にとって学び、活躍できるまちであることを発信するためにPR動画「作家の成長と活躍を応援するまち瀬戸」を制作しました。
- ・尾張旭市との共催により、飲食関係事業者の新商品・新メニュー開発支援事業「地域の魅力商品活性化事業『旭色』」を実施しました。
- ・公益財団法人瀬戸信用金庫地域振興協力基金は、地域社会の活性化のため、平成5年より、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、豊田市藤岡地区・小原地区、春日井市の地方公共団体等と連携し、助成事業を行っています。
- ・「瀬戸信用金庫アートギャラリー」において、地域にゆかりの深い北川民次の作品や、地域の陶芸作品の常設展示のほか、地域の作家を中心とした企画展の開催を通じ、地域の魅力を発信しています。

尾張旭市「地域の魅力商品活性化事業『旭色』」

当金庫は令和2年度より尾張旭市、一般社団法人尾張旭市観光協会と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた尾張旭市内の飲食事業者を対象として、“おいしい紅茶日本一のまち”の「紅茶」や名産の「いちじく」を使った新メニューの開発支援やPR支援を通じ、尾張旭市の活性化を図る「旭色」プロジェクトを実施しています。

今回で第3弾となる「旭色」には市内30事業者が参加し、令和5年3月23日から新メニューの販売を開始しました。また、販売開始に先立ち、報道関係者を対象とした新メニューお披露目会を開催し、東海地方で活躍するボーイズグループ「MAGIC☆PRINCE」のメンバー「大城光」氏をスペシャルゲストに招き、試食を交えたトークセッションを行いました。当金庫は新メニューのPR支援を通じ、尾張旭市の魅力発信、地域の活性化に取り組んでまいります。



事業スキーム



(3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

- ・ホームページやディスクロージャー誌を通じた取組みの発信に加え、LINEを活用し、地域情報の発信を行っています。
- ・景気動向調査の実施や公表を通じ、地域経済の状況を発信しています。
- ・金融知識・判断力（金融リテラシー）を学ぶための授業（金融経済教育）を令和4年12月、長久手中学校において実施しました。



金融経済教育

1. 総代会の仕組み

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく日常業務や事業活動を通して、総代や会員の皆さまからのご意見を大切にし、経営の改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

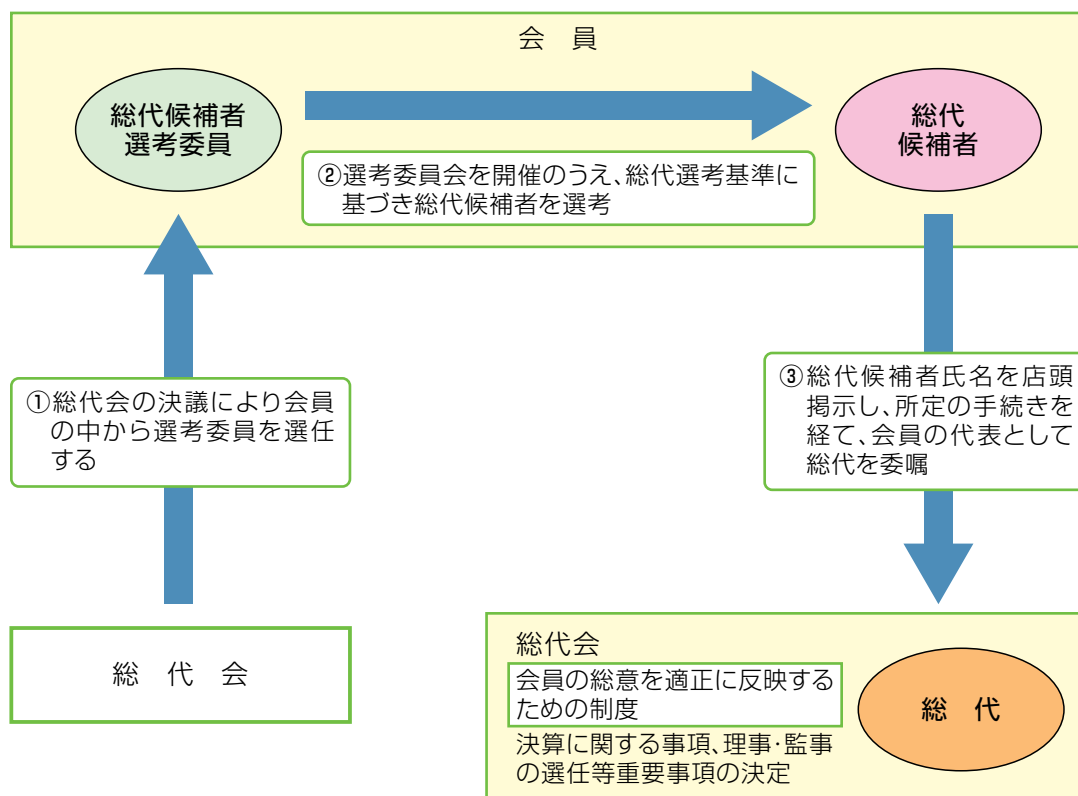
2. 総代候補者選考基準

- (1) 当金庫の会員であること。
- (2) 総代としてふさわしい見識を有していること。
- (3) 平成28年6月以降、新たに就任した総代の定年は満80歳とする。ただし、任期の途中で定年に達したときは、その任期の終了をもって退任とする。

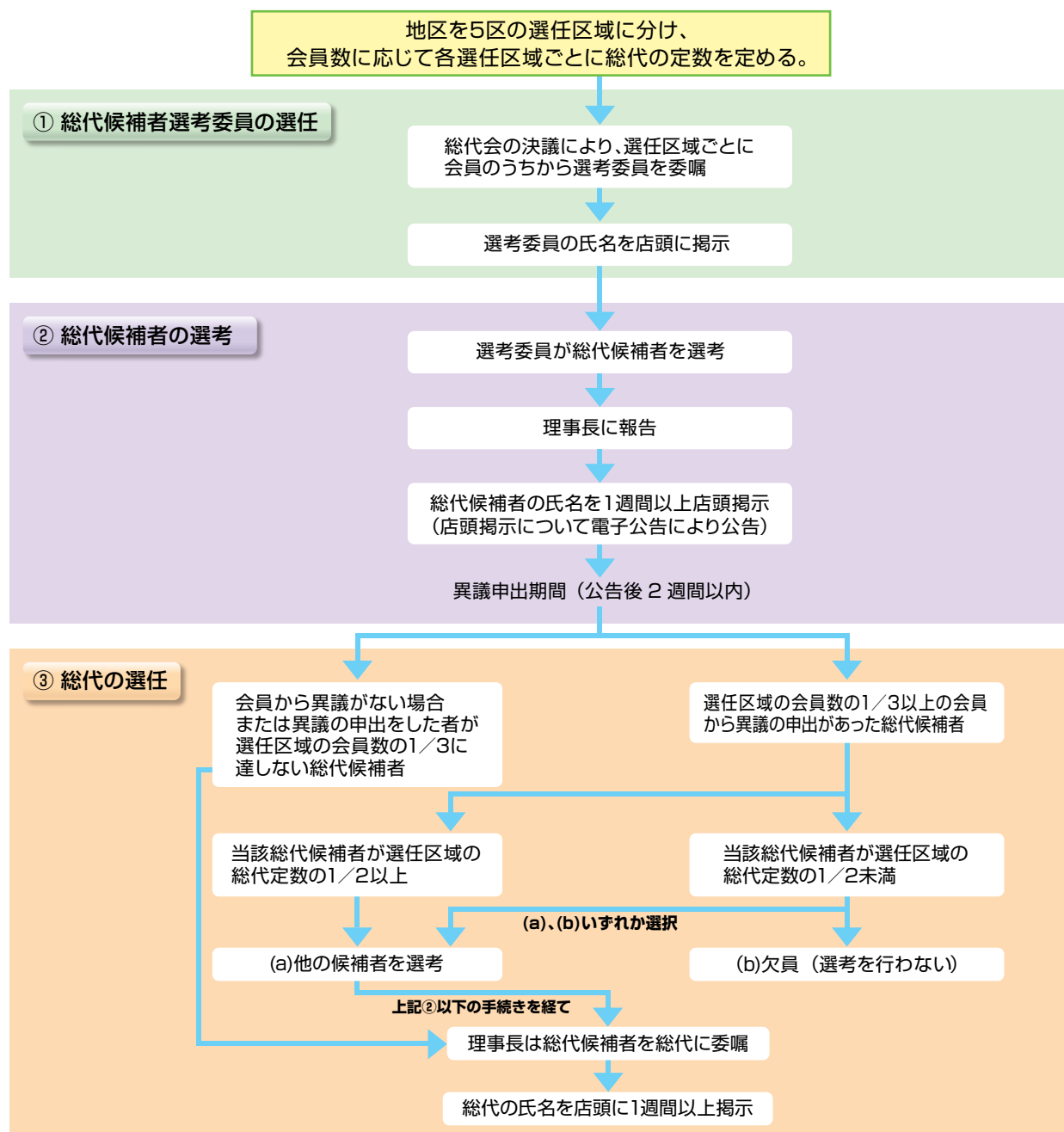
3. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100人以上150人以内とし、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
 なお、令和5年6月末現在の総代数は124人で会員数は59,134人です。
- (2) 総代の選任方法
 総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申し出ることができます。)

【総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です】



【総代が選任されるまでの手続き】



■ 第81期通常総代会

令和5年6月16日(金)に開催された第81期通常総代会において、次の事項が付議され、原案のとおり承認されました。

● 報告事項

第81期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 第81期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件



●総代のご紹介

(敬称略、50音順)

区 総代数	地 区	総 代 氏 名 (就 任 回 数)
第1区 33名	瀬戸市、豊田市、知立市、刈谷市、岡崎市、 安城市、みよし市	青山 稔 ① 浅井よし子⑤ 浅田 主男⑥ 稲垣佐喜男⑭ 稲垣 茂 ⑨ 井上 博 ⑦ 大澤 信也⑩ 大竹 一義⑩ 片山 郁雄⑩ 加藤五津美⑤ 加藤 勝之③ 加藤 捷 ⑩ 加藤 庄平⑨ 加藤 隆広① 加藤 恒彦⑧ 加藤 宜之⑨ 加藤 英明④ 加藤 雅人② 加藤 豊 ⑧ 加藤 令吉⑦ 栗田 亦介④ 佐野 一二⑪ 柴田 徳之⑦ 柴田 弘未④ 関島 文雄③ 寺田 悟 ⑤ 鳥居 克己① 永井 光彦⑧ 中根寿美夫⑬ 成田 一成⑧ 松本 哲也② 水谷 隆導⑦ 水野 忠治⑥
第2区 24名	名古屋市守山区、春日井市、小牧市、 犬山市、丹羽郡 岐阜県多治見市、土岐市、可児市	安藤 陽得⑨ 飯島 明伸⑤ 石戸谷宣之⑥ 白井 常明⑤ 大友 慎介⑦ 大野 悟 ⑨ 梶田 哲司① 加藤 充 ① 河合 隆 ⑮ 河上 進一① 川島 秀夫⑥ 柴山 治信⑦ 嶋田 英典⑧ 田辺 真一⑤ 長江 賢一④ 野村 憲司④ 長谷川邦芳⑤ 長谷川敏一⑩ 羽場 甚一⑱ 平野 政憲⑤ 前田 利裕⑦ 宮地 敏彦⑤ 渡辺 省三⑰ 渡辺 洋治⑭
第3区 24名	名古屋市千種区、名東区、尾張旭市、 日進市、長久手市、愛知郡	浅野 英隆③ 市原 弓子⑤ 伊藤喜太郎⑭ 加藤 洋 ③ 加藤 陽一⑤ 金谷 康正① 釜谷 健一④ 鬼頭正二郎① 小島 達雄⑧ 小杉 俊介③ 近藤 隆典① 田島 敬二⑥ 田中 誠 ⑧ 寺尾 高志③ 寺尾 八史④ 丹羽 誠 ⑥ 野田 道典⑤ 原 嘉孝⑥ 藤井 源成⑦ 堀 雄三③ 松原 力男⑭ 三浦 弘司⑥ 矢野 明正⑤ 若杉 福雄③
第4区 20名	名古屋市北区、中村区、西区、東区、 稲沢市、岩倉市、一宮市、江南市、 愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、 あま市、津島市、西春日井郡、海部郡	秋田 和美③ 秋田 幸二⑥ 伊藤 常行⑦ 大野 眞一⑧ 岡田 健司⑤ 加藤 進哉⑥ 加藤 泰敏⑨ 小西 忠昭⑱ 竹中 利治⑤ 筒井 宣政⑰ 中西 良子⑤ 中野 康雄⑦ 野崎 清孝② 古市 昌己⑧ 矢野 金司⑧ 山本 郁矢⑥ 山本 整 ③ 横井 和夫⑨ 吉田 仁彦⑧ 吉田 由孝⑦
第5区 23名	名古屋市中区、熱田区、昭和区、 天白区、中川区、瑞穂区、緑区、港区、 南区、豊明市、東海市、大府市、 知多市、半田市、常滑市、 知多郡東浦町・阿久比町、その他	浅井 忠治⑦ 浅野 栄一⑧ 飯島 勉 ⑦ 石井 正己⑨ 石垣 広憲③ 伊勢村昌吾① 稲葉 芳邦③ 榎本 三王⑨ 岡田 茂 ③ 加藤 和夫④ 木下 幸一① 澤野 正司⑦ 鈴木 義信④ 寺島 鋼司③ 中村 亨 ⑥ 原野 勝至⑨ 古川 尋士④ 松原 長次⑩ 三輪 金久⑥ 六浦 康正⑦ 村上 洋治⑤ 山崎 博道⑦ 吉岡喜久雄①

(令和5年6月末現在)

●総代の属性別構成比等に関する情報

職業別	法人役員等 91.9%、個人事業主 4.8%、個人 3.3%
年代別	70代以上 69.3%、60代 26.6%、50代 4.1%
業種別	製造業 33.3%、卸売業・小売業 34.2%、サービス業 12.5%、建設業 11.7%、不動産業 8.3%

(注)業種別の構成比は、法人役員等及び個人事業主に限ります。

(令和5年6月末現在)

■ コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、日常業務を遂行するうえで関連する法令や規程をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫では、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、金庫役職員一丸となり、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。

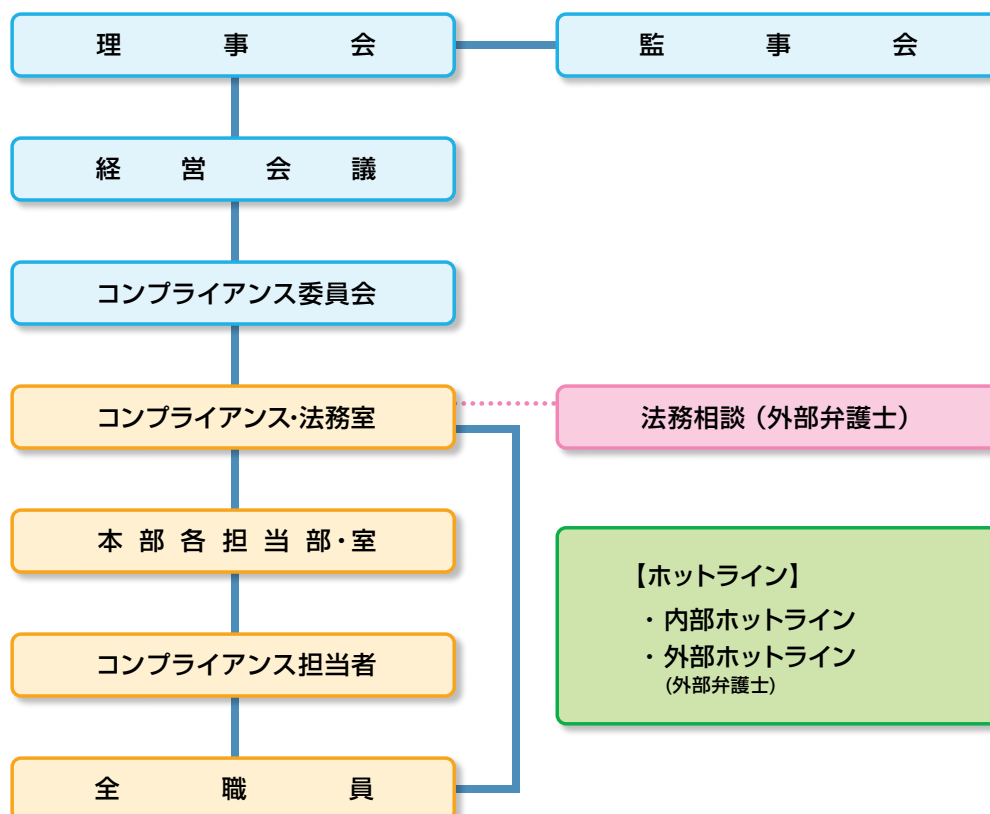
● コンプライアンスの基本方針

1. 当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題(経営管理態勢の強化)として認識し、役職員は、社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理の構築によりコンプライアンスに取り組めます。
2. 当金庫は、常に「コンプライアンス態勢の整備」に努めるとともに、「コンプライアンス態勢の機能」を発揮するよう努めます。
3. コンプライアンスに違反する行為が万一発生した場合には、徹底した原因究明と問題の解決に努め、法令や就業規則に基づいて厳正な措置を行い「健全経営」に努めます。
4. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、コンプライアンス・マニュアル及び業務に関連する法令・規則・ルールを遵守します。

● コンプライアンス態勢強化への各種取組み

- ・ コンプライアンス委員会の設置
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスについての協議・監査、及び職員の倫理・サービスに関する事項等の検証・評価を行い、当金庫のコンプライアンス態勢の整備・確立を図っています。
- ・ コンプライアンス相談等窓口の設置
内部通報窓口として、「内部ホットライン」と「外部ホットライン(外部弁護士が窓口)」を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・早期対応を図っています。
- ・ 倫理カードの携行
全役職員が常に携行し、自らの行動をチェックすることでコンプライアンス意識の醸成を図っています。

● コンプライアンス体制



■ リスク管理への取組み

● リスク管理の基本方針

当金庫は、将来にわたって健全性を維持し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域経済の発展に貢献していくため、適切なリスクテイクとそれに見合うリスク管理態勢の整備を行っております。

引き続き、経営を取り巻く環境変化を踏まえて、リスク管理の実効性を確保することに取組むとともに、顧客本位の良質な金融サービスを提供するための取組みを一層推進してまいります。

● 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面する各種リスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを統合的に捉え、許容できる範囲内にコントロールすることをいいます。

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの種類毎にリスクの許容度であるリスク資本を配賦したうえで、各種のリスク量が配賦資本額の範囲内に収まっていることをモニタリングし、リスクテイクの状況を管理しています。

また、当金庫の経営環境に強いストレスが発生する状況を想定し、経営体力と期間損益にどの程度の影響が及ぶ可能性があるかを定期的に検証しています。

● リスク管理体制

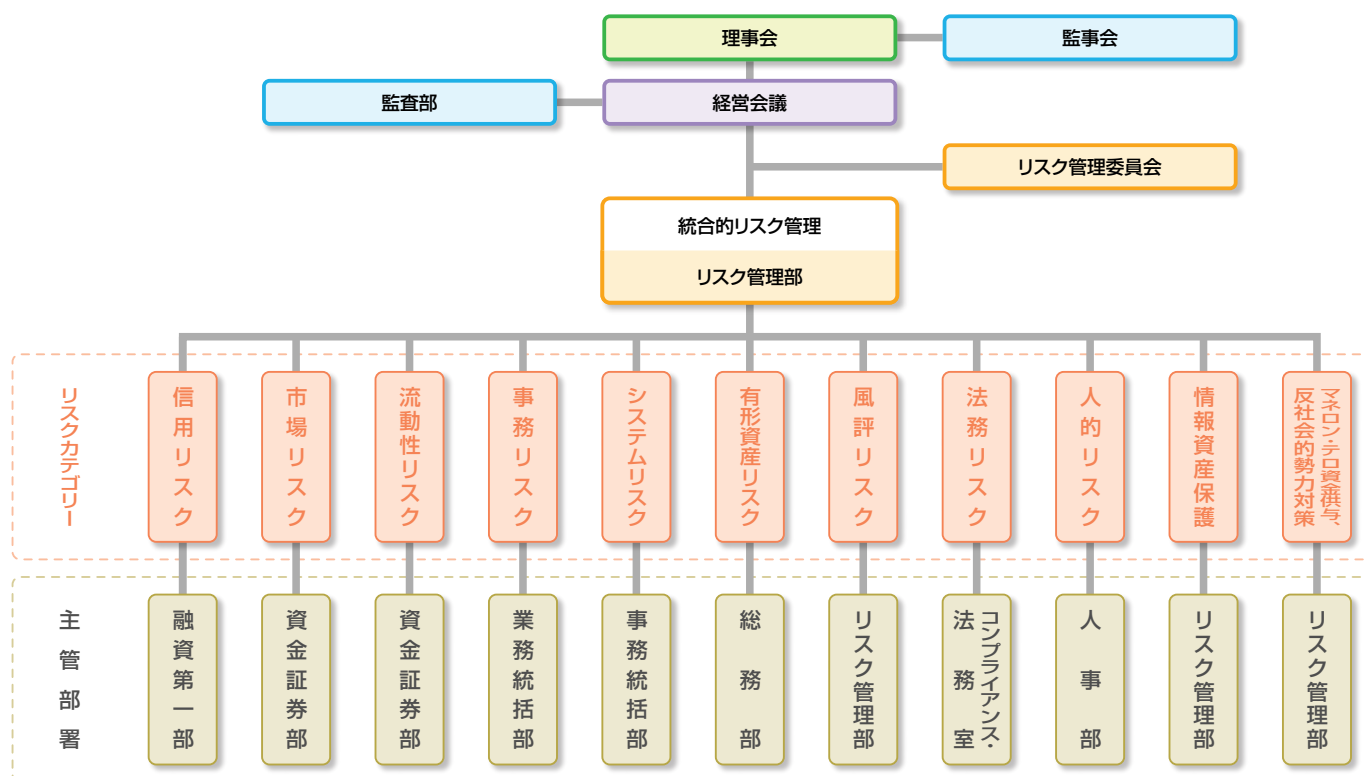
理事会は、各リスクの管理方針等、リスクに係る重要事項を決定し、リスク管理部が各リスク主管部署における管理状況を把握・分析・評価するなど、統合的リスク管理の運営等を行っております。また、リスク管理に関する事項を審議する機関としてリスク管理委員会等を設置し、審議内容を定期的に理事会・経営会議に報告する体制としています。

● 情報資産保護管理強化への取組み

当金庫では、各種情報資産の重要度や、それを取り巻く脅威、および脅威の顕在化の可能性を考慮した上で、現状での技術水準やコストを認識し、合理的なリスク対策を行っています。

また、金融サービスを支える各種システムへのサイバー攻撃が多様化・複雑化していることから、演習への参加や訓練の実施とその結果の活用等により、サイバーセキュリティにかかる態勢の強化に努めています。

● リスク管理組織図



■ マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止への取組み

● マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止対策に関する基本方針

当金庫は、その業務の公共性や社会的役割に鑑み、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与・拡散金融に係るリスク（以下「マネロン・テロ資金供与リスク」という）を適切に管理することを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

1. 組織体制

当金庫は、経営陣が管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する下で、責任者及び統括部署を定め、関係部署が緊密に連携し、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備に取組みます。

2. リスクベース・アプローチに基づくリスク管理

当金庫は、実効的な管理態勢を整備するため、「リスクベース・アプローチ」に基づき、自らの業務に内在するマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、リスクの程度や特性に応じたリスク低減措置を講じます。

3. 顧客管理等

当金庫は、実効的なリスク低減措置を講じるため、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を適時・適切に確認します。この結果、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客及び取引については、謝絶も含め、厳格に対応します。

当金庫は、異常取引や制裁対象取引等の検知を通じてリスクを低減させるため、取引モニタリング・フィルタリングの実効性を確保します。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、顧客管理及び取引モニタリング・フィルタリングを適切に実施することにより、疑わしい顧客や取引等の的確な把握に努めます。疑わしい取引に該当すると判断した場合には直ちに届出を行う態勢を整備します。

5. 役職員の研修

当金庫は、全役職員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を実施し、マネロン・テロ資金供与防止対策について周知徹底を図ります。

6. 実効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与防止対策の実効性及び適切性を適時・適切に検証し、必要に応じて改善策を講じることにより、リスク管理態勢の強化に努めます。

● マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い

1. お客さまとの取引の内容、状況等に応じて追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
2. 過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を再度ご確認ください場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
3. 外国送金について、送金資金の原資や送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や質問へのご回答をお願いする場合があります。
4. 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ず、お取引を制限等させていただく場合があります。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、愛知県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等に対する基本方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの視点に立った業務運営を行ってまいります。

1. お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客さまからの問い合わせ・相談及び苦情については、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めます。
3. お客さまの情報を業務上必要な範囲内で、関係法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより、安全に管理します。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報管理やその他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。
5. 当金庫が行う業務において、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定し、お客さまの利益が不当に害されることがないようにその取引を適切に管理します。
6. 金融円滑化の観点から、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申出があった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取組みます。
7. 上記の他、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、業務を適切に管理する態勢を確保します。

※本方針の「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方及びご利用をしようとしている方を意味します。

※本方針の「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介及び募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

お問い合わせ窓口

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所

フリーダイヤル 0120-205-118

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (土・日・祝 信用金庫の休業日は除きます)

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する基本方針

瀬戸信用金庫(以下、当金庫)は、お客さまのパートナーとして、役職員一人ひとりがお客さまの立場に立ち、地域の皆さまの資産形成と繁栄のため、お客さま本位の業務運営を実践してまいります。

当金庫は、以下のとおり「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針」を制定し、これを遵守してまいります。

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針

1. お客さまの立場で、お客さまの最善の利益を追求いたします。

当金庫は、役職員一人ひとりがお客さまの最善の利益を追求し、お客さまの立場に立った誠実・公正な提案を行います。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。

- ① 当金庫は、お客さまに提供する商品・サービスについて、特定の提供会社や商品分野に偏ることなく、ラインナップの充実を図ります。
- ② お客さまの資産状況、取引経験、金融知識及び投資目的、ニーズをしっかりと聞きしううえで、お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。
- ③ お客さまに価格変動リスク等のある商品を販売した後は、必要な情報や適切なアドバイスを継続して提供いたします。

3. 商品・サービスの重要な情報をわかりやすく説明いたします。

当金庫は、商品・サービスを提供するにあたり、「商品特性」「提案理由」「リターンとリスク」「市場動向」「手数料などの費用」等の重要な情報を、お客さまに理解していただけるよう、わかりやすく説明いたします。

4. お客さま本位の業務運営を実践するための枠組みを整備いたします。

- ① 当金庫は、「お客さま本位の業務運営」の考え方等を職員に浸透させるため、継続的に研修等を実施いたします。
- ② お客さま本位の業務運営にもとづく活動を評価する体制を整備いたします。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業支援部 お客様相談所で受け付けています。

苦情等は営業店（電話番号は24ページ参照）または次の担当部署へお申し出ください。

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所	
住 所：瀬戸市東横山町119番地の1	受付時間：9：00～17：00（土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます）
TEL：0120-205-118	eメール：sougoukikaku@setoshinkin.jp
FAX：0561-21-4149	受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談

*お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

●当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記の営業支援部 お客様相談所にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル11階
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

●愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の営業支援部 お客様相談所または全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	住 所	電 話 番 号	受 付 日、時 間
愛知県弁護士会 紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く）10：00～16：00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く）9：30～12：00 13：00～16：00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く）10：00～12：00 13：00～16：00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く）9：30～12：00 13：00～17：00

●投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」でも受け付けております。

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）（日本証券業協会）
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電 話 番 号	0120-64-5005
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00

個人情報の保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）はホームページ等で公表しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、確定拠出年金に係る勧誘方針につきましても、この勧誘方針を準用いたします。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況[単体]

令和4年度末における信用金庫法開示債権及び金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）に基づく開示債権（不良債権）額は293億円で、不良債権比率は2.60%です。

（単位：百万円）

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a) %	引当率 (d) / (a-c) %
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度末	4,048	4,048	2,455	1,593	100.00	100.00
	令和4年度末	4,958	4,958	2,732	2,226	100.00	100.00
危険債権	令和3年度末	22,382	21,214	19,553	1,661	94.78	58.71
	令和4年度末	24,402	23,147	21,401	1,746	94.85	58.19
要管理債権	令和3年度末	6	6	6	0	100.00	100.00
	令和4年度末	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和3年度末	—	—	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度末	6	6	6	0	100.00	100.00
	令和4年度末	—	—	—	—	—	—
小 計 (A)	令和3年度末	26,437	25,269	22,015	3,254	95.58	73.58
	令和4年度末	29,361	28,106	24,134	3,972	95.72	76.00
正 常 債 権 (B)	令和3年度末	1,073,975					
	令和4年度末	1,097,546					
総与信残高(A) + (B)	令和3年度末	1,100,413					
	令和4年度末	1,126,907					

(注) ①「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 ②「正常債権」は回収に不安のない債権ですが、将来のリスクに備えて一般貸倒引当金1,124百万円を引き当てております。
 ③「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 要管理債権**
信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 三月以上延滞債権**
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 担保・保証等による回収見込額**
自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

せとしんの取組み

信用金庫法開示債権、金融再生法開示債権

●不良債権への対応は万全です

○不良債権に対する高い保全率

不良債権は293億円（単体）となっていますが、そのうち281億円（95.72%）は担保や貸倒引当金等でカバーされており、残りの12億円に対しても自己資本が1,254億円あり、不良債権に対する備えは万全です。

○安定した利益計上

貸倒れ発生時の償却能力を表す業務純益が当期では5,079百万円であり、毎期安定した利益を計上しております。

○高い自己資本比率

自己資本比率は12.28%と国内基準の4%と比べて相当高い水準で、十分な健全性を確保しております。

■信用金庫法開示債権〔連結〕

令和4年度末における信用金庫法開示債権に基づく開示債権（不良債権）額〔連結〕は294億円です。

（単位：百万円）

区 分	令和3年度末	令和4年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,142	5,018
危険債権	22,382	24,402
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	6	—
小計（A）	26,532	29,421
正常債権（B）	1,073,051	1,096,793
総与信残高（A）＋（B）	1,099,583	1,126,214

（注）「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。せとしん信用保証（株）については仮払金、保証債務求償権を、せとしんリース（株）については未収リース料、解約金未収金を債権として計上しております。

■連結子会社の信用金庫法開示債権の保全・引当状況

せとしん信用保証 株式会社

（単位：百万円）

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a) %	引当率 (d) / (a-c) %
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度末 71	71	40	31	100.00	100.00
	令和4年度末 54	54	33	21	100.00	100.00

せとしんリース 株式会社

（単位：百万円）

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率※ (b) / (a) %	引当率※ (d) / (a-c) %
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度末 22	21	—	21	100.00	100.00
	令和4年度末 5	5	—	5	100.00	100.00
危険債権	令和3年度末 —	—	—	—	—	—
	令和4年度末 —	—	—	—	—	—
小 計	令和3年度末 22	21	—	21	100.00	100.00
	令和4年度末 5	5	—	5	100.00	100.00

（注）①せとしん信用保証（株）については仮払金、保証債務求償権を債権として計上しております。

②せとしんリース（株）については「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に区分された、未収リース料、解約金未収金を債権として計上しております。

※ せとしんリース（株）の開示債権は消費税込額であり、貸倒引当金は消費税抜き債権に対して引当金を計上しております。

(a)－(d)＝消費税相当分であり、保全率・引当率は100%としております。

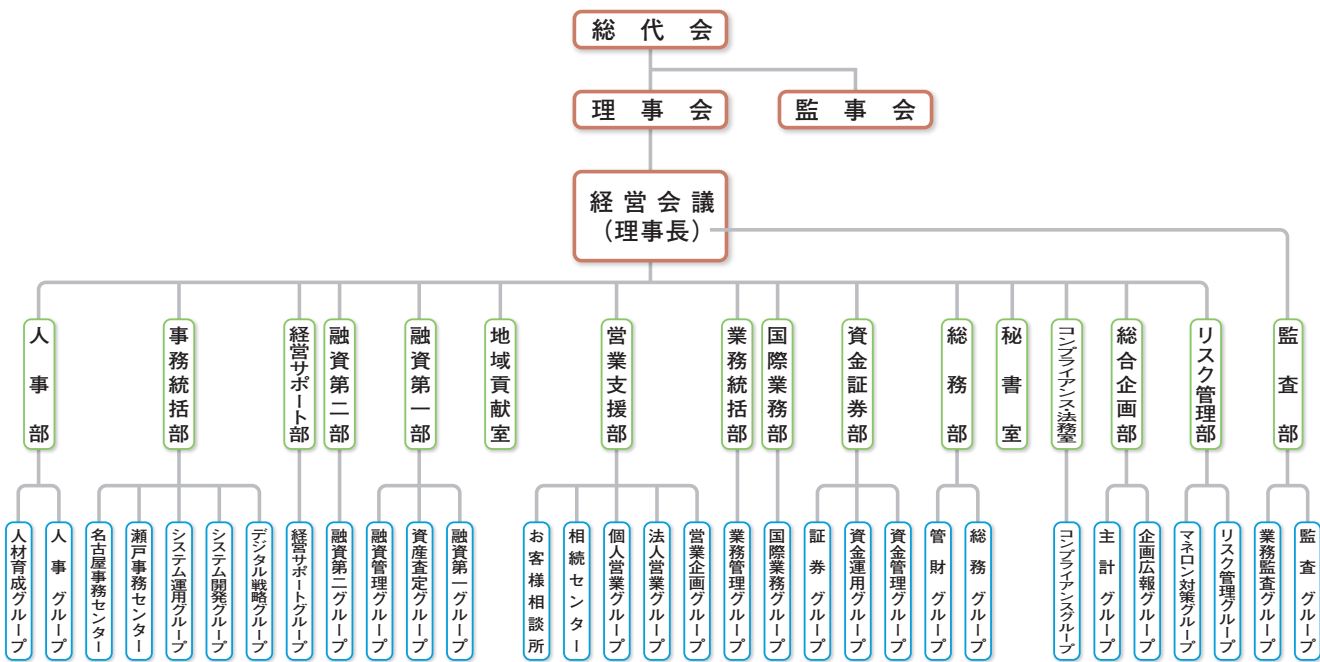
役員氏名

理事長 (代表理事)	成田 順一	常務理事	名取 信一	理事	可児 孝宏	常勤監事	小川 直人
副理事長 (代表理事)	稲垣 孝幸	常務理事	加藤 知徳	理事	山田 哲	常勤監事	水野 博幸
専務理事 (代表理事)	柴山 卓也	常務理事	浅見 明人	理事	山岸 賢一	監事	横山 史啓
専務理事 (代表理事)	佐野 淳裕					監事	中川 博晴

※専務理事 柴山卓也と理事 山岸賢一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事 中川博晴は、信用金庫法32条第5項に定める員外監事です。

(令和5年6月末現在)

組織図



(令和5年6月末現在)

主要な事業内容

預金業務	(イ) 預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
	(ロ) 譲渡性預金	譲渡可能な預金を取り扱っております。
貸出業務	(イ) 貸付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
	(ロ) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。	
外国為替業務	輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。	
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。	
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券等に投資しております。	
社債受託業務	担保付社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託に関する業務を行っております。	
附帯業務	(イ) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店
		② 地方公共団体の公金取扱業務
		③ 信託等の代理店業務
		④ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
		⑤ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務
	(ロ) 保護預り及び貸金庫業務	
	(ハ) 有価証券の貸付	
	(二) 債務の保証	
	(ホ) 公共債の引受	
	(ヘ) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売	
	(ト) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)	
	(チ) 証券(外貨建て債券、株式等)の仲介	
(リ) 確定拠出年金法により行う業務		
(ヌ) 電子債権記録業に係る業務		

昭和

- 17年 11月 瀬戸市内にあった今村、赤津、東部、北部、南部の5つの信用組合を合併し、「瀬戸市信用組合」を創立
- 26年 10月 信用金庫法に基づき、瀬戸信用金庫と改組
- 30年 6月 本店を瀬戸市栄町36番地に新築
- 35年 10月 預積金100億円を達成
- 36年 5月 シンボルフラワーとして「すみれ」を選定
- 39年 6月 日本銀行蔵入代理店に指定
- 40年 9月 電子計算機(P・C・S)による事務集中管理を開始
- 44年 6月 預積金500億円を達成
- 45年 4月 外貨両替業務を開始
- 6月 預金オンラインを開始
- 47年 4月 融資オンラインを開始
- 9月 預積金1,000億円を達成
- 48年 12月 キャッシュディスペンサー(CD)を導入
- 51年 10月 しんきん為替オンラインを開始
(全国信金オンラインシステム稼働)
- 54年 7月 第二次オンラインシステム稼働
- 56年 9月 しんきんネットキャッシュサービスの取扱開始
- 57年 11月 シンボルマークの制定
- 58年 4月 国債等の窓口販売業務を開始
- 11月 名古屋地区「青年経営者会」を結成
- 59年 9月 外国為替業務の取扱開始
- 60年 4月 「せとしんリース株式会社」を設立
- 11月 「せとしん信用保証株式会社」を設立
- 62年 6月 ディーリング業務を開始
- 12月 預積金5,000億円を達成
- 63年 4月 外国為替オンラインを開始

平成

- 元年 1月 瀬戸地区「青年経営者会」を結成
- 2年 9月 「せとしんファームバンキングサービス」を開始
- 3年 1月 サンデーバンキングを開始(15か店、CD出金取引)
- 2月 全業態CDオンライン提携に加入
- 4年 5月 財団法人「せとしん地域振興協力基金」を設立
(現 公益財団法人「瀬戸信用金庫地域振興協力基金」)
- 11月 本店を瀬戸市東横山町119番地の1に新築移転
- 5年 6月 第三次オンラインシステム稼働
- 7年 6月 信託代理店業務の取扱開始
- 8年 12月 預積金1兆円を達成
- 10年 12月 投資信託の窓口販売業務を開始
- 12年 6月 特定社債(信用保証協会保証付私募債)の取扱開始

- 13年 4月 住宅ローン関連「長期火災保険」の窓口販売業務を開始
- 10月 郵便局とオンライン提携を行いATMでの相互接続を開始
- 14年 2月 M&A仲介業務を開始
- 2月 しんきん積立年金(確定拠出年金個人型)の取扱開始
- 15年 1月 企業経営相談業務を開始
- 16年 1月 創業者経営相談業務を開始
- 12月 決済用預金「無利息型普通預金」の取扱開始
- 17年 7月 証券仲介業務を開始
- 10月 生体認証機能付ICキャッシュカードの取扱開始
- 18年 4月 「せとしんインターネットバンキング法人向けWEBサービス」の取扱開始
- 21年 1月 東海地区信金共同事務センターが運営する「しんきん共同システム」へオンラインシステムを移行
- 22年 1月 「モリゾー・キッコロ」を環境活動におけるキャラクターとして使用開始
- 8月 投信インターネットサービスの取扱開始
- 23年 3月 東海地区信金共同事務センターから共同システム西日本センターにオンラインシステムを移行
- 5月 「海外ビジネスサポートデスク」を設置
- 24年 11月 預積金1兆5,000億円を達成
- 25年 4月 海外子会社向け直接貸付を開始
- 10月 ATMの休日・時間外手数料の無料化を開始
- 27年 7月 瀬戸市指定金融機関の業務を開始
- 9月 預積金2兆円を達成
- 29年 4月 スマートフォンによる口座開設サービスの取扱開始
- 7月 瀬戸市災害時協力事業所に認定される
- 11月 オリジナルキャラクター「せとにゃん」誕生
- 30年 1月 瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言の瀬戸市第1号として登録認定を受ける
- 7月 名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を受ける
- 11月 本町支店を栄町支店へ統合
- 31年 4月 瀬戸市企業アンバサダーの認定を受ける



せとにゃん

令和

- 元年 5月 瀬戸信用金庫アートギャラリーを開館
- 12月 せとしんSDGs宣言を表明
- 2年 3月 貸出金1兆円を達成
- 11月 せとしん窓口サポートタブレットの取扱開始
- 3年 7月 愛知県より「あいち女性の活躍プロモーション事業」プロモーションリーダーを委嘱
- 4年 9月 WEBによる「来店予約」「相談会・セミナー予約」の取扱開始



梅本 孝征 作
色絵流加彩陽月文割器



加藤 錦三 作
黄瀬戸平鉢



近藤 葉子 作
貼花蓋物



谷口 幸二 作
織部線紋皿



樽田 裕史 作
光纏ウ

店舗のご案内

本部 瀬戸市東横山町119-1 (0561) 82-3141 代表

瀬戸市 14か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0561>
① 本店営業部		●	東横山町 119-1 82-5188
② 赤重支店	■	▲	菱野町 39 84-6151
③ 赤津支店	■	▲	西窯町 103 82-5345
④ 共栄支店		●	共栄通 6-2 82-5148
⑤ 効範出張所	■	▲	北山町 183-12 85-7711
⑥ 米町支店	■	▲	米町 36 82-3150
⑦ 品野支店		▲	品野町 5-138-1 42-0011
⑧ 十三橋支店		▲	陶原町 4-30 82-2131
⑨ 瀬戸西支店	■	▲	田端町 1-136-1 84-1511
⑩ 瀬戸東支店		▲	前田町 5-2 82-7171
⑪ 菱野支店	■	●	菱野台 1-5 84-6111
⑫ 水野支店	■	▲	本郷町 470 48-1131
⑬ 水野団地出張所	■	▲	はぎの台 3-1-2 48-2220
⑭ 山口支店	■	▲	矢形町 80 84-3611

インターネット支店 東横山町 119-1 専用フリーダイヤル 0120-856-412

名古屋市 33か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <052>
中区 ⑮ 名古屋支店		●	門前町 3-8 331-2471
熱田区 ⑯ 熱田支店	■	●	沢上 1-2-1 683-1888
⑰ 日比野支店		●	中出町 1-16 682-5611
⑱ 大曽根支店		●	大曽根 2-4-4 981-9551
北区 ⑲ 城北支店	■	●	辻町 1-59-1 917-7411
⑳ 城見支店	■	●	城見通 1-17 913-5151
㉑ 如意支店	■	●	如意 5-7 902-2611
昭和区 ㉒ 恵方支店	■	●	台町 3-8 851-6371
㉓ 田代支店	■	●	台町 3-8※1 851-6371
千種区 ㉔ 今池支店		●	今池 4-16-19 731-2546
天白区 ㉕ 天白支店	■	●	原 4-808 803-5311
中川区 ㉖ 篠原橋支店		●	太平通 1-28 361-7611
中村区 ㉗ 岩塚支店	■	●	岩塚本通 3-10 413-7111
㉘ 中村支店	■	●	太閤通 5-24 486-7750
西区 ㉙ 大野木支店	■	●	大野木 4-33 501-9833
㉚ 押切支店		●	新道 1-20-21 562-0051
東区 ㉛ 車道支店		●	筒井 2-11-26 935-3691
瑞穂区 ㉜ 瑞穂通支店	■	●	瑞穂通 5-28 851-8211
⑳ 池上支店	■	●	鹿山 2-1-6 891-2222
緑区 ㉞ 神の倉支店		●	神の倉 3-25 877-6181
㉟ 鳴海支店	■	●	鳴海町字上汐田 257-5 622-0080
㊱ 鳴海東支店	■	●	平手北 1-1114 879-3110
港区 ㊲ 港支店	■	●	油屋町 2-22-1 383-4511
南区 ㊳ 鶴里支店	■	●	弥生町 149-1 823-5811
名東区 ㊴ 猪子石支店	■	●※2	山の手 2-103 772-6611
㊵ 上社支店	■	●	上社 4-100 704-1811
㊶ 高針支店	■	●	極楽 5-123 704-5111
㊷ 西山支店	■	●	名東本通 5-52 702-1211
㊸ 大森支店		●	大森 4-1708 798-2882
守山区 ㊹ 川村支店	■	●	川村町 118 794-3711
㊺ 四軒家支店		●	四軒家 2-738 774-6633
㊻ 苗代支店	■	●	小幡南 3-1-53 792-2111
㊼ 守山支店	■	●	守山 3-9-13 794-8311

尾張旭市 5か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0561>
㊽ 旭団地出張所 <併設>ローンセンター尾張旭	■	●	新居町諏訪南 1281-2 54-1200 55-3117
㊾ 印場支店	■	●	印場元町 2-12-16 53-8838
㊿ 尾張旭支店		●	西大道町五輪塚 3673-1 54-5000
㊽ 三郷支店		●	三郷町米 46 53-2431
㊽ 本地ヶ原支店	■	●	東本地ヶ原町 2-140 52-0121

春日井市 7か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0568>
㊽ 味美支店	■	●	二子町 2-2-3 31-1191
㊽ 春日井支店		●	篠木町 2-1281-2 81-6123
㊽ 高蔵寺支店	■	●	高蔵寺町北 1-195 51-6811
㊽ 神領支店	■	●	神領町 2-8-1 82-1121
㊽ 鷹来支店	■	●	田楽町 1564-1 82-7701
㊽ 東野支店	■	●	東野町 3-3-3 82-7811
㊽ 丸山支店	■	●	如意申町 5-7-12 34-7211

北名古屋市 1か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0568>
㊽ 西春支店	■	●	九之坪上吉田 123-1 24-0811

清須市 1か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <052>
㊽ 西枇杷島支店	■	●	西枇杷島町古城 2-10-9 505-0311

小牧市 1か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0568>
㊽ 小牧支店		●	中央 1-185 71-2511

豊田市 3か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0565>
㊽ 猿投支店	■	●	青木町 2-34-1 45-8111
㊽ 豊田支店		●	陣中町 2-4-1 33-3301
㊽ 藤岡支店	■	●	藤岡飯野町坂口 859-2 76-3111

長久手市 4か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0561>
㊽ 長久手支店		●	岩作溝添 11-1 62-5511
㊽ 長久手南支店 <併設>ローンセンター長久手	■	●	長配 3-512 62-8211 65-5556
㊽ 西長久手支店	■	●	作田 2-1209 62-7211
㊽ 藤が丘出張所	■	●	東原山 46-92 65-5552

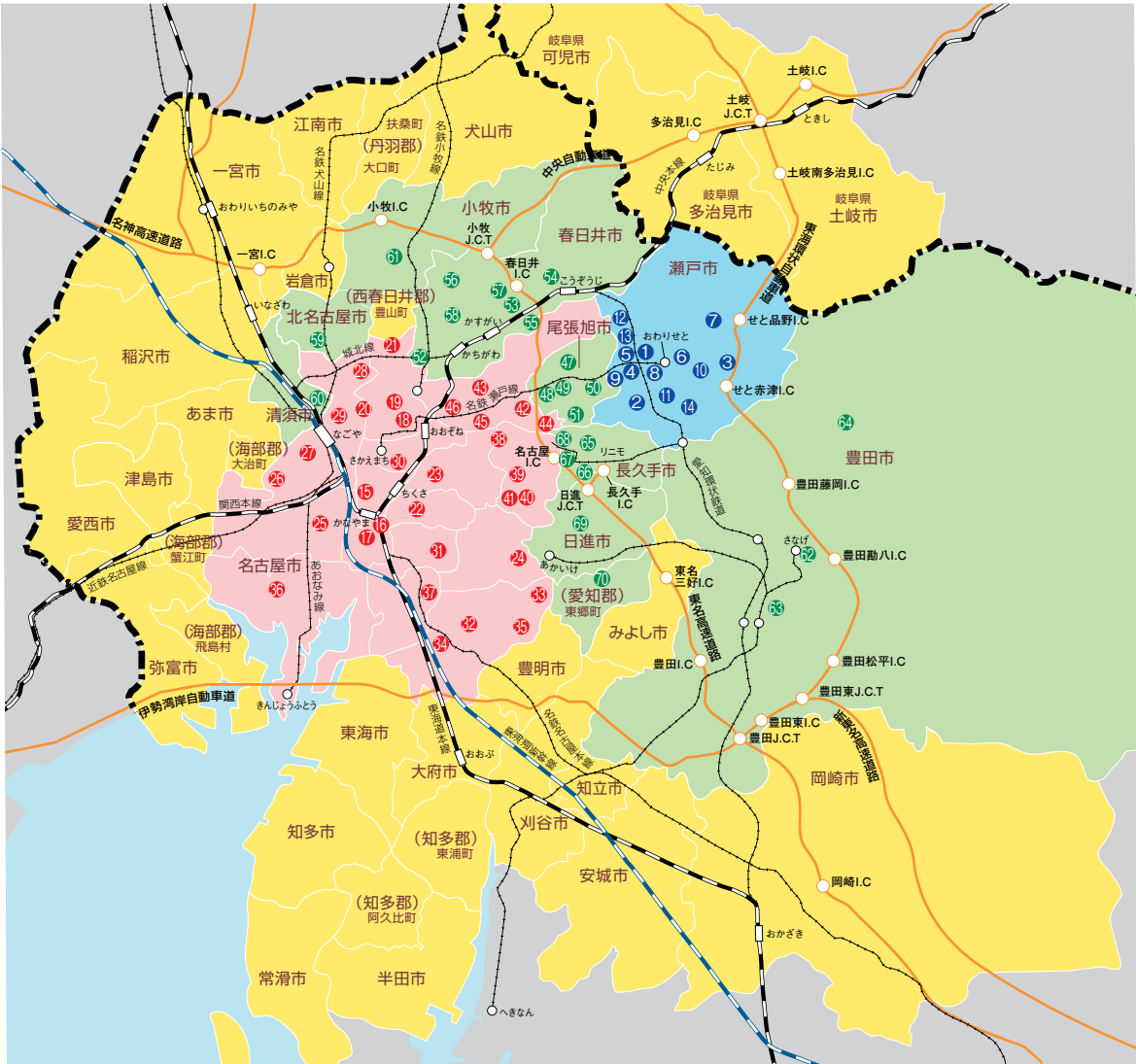
日進市 1か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0561>
㊽ 日進支店		●	岩崎町大廻間 15-1 73-7411

愛知郡 1か店	昼時間 休業店舗	ATM 稼働時間	市外局番 <0561>
㊽ 東郷支店	■	●	東郷町白鳥 2-4-5 39-2277

※1「恵方支店」内にて営業しております。
※2 ATMは猪子石支店構内(駐車場内)にございます。
ATM稼働日 平日・土曜・日曜・祝休日(全日稼働)
ATM稼働時間 ①は8:00~21:00 ②は8:00~19:00
昼時間休業店舗 ①は11:30~12:30の時間帯は窓口業務を休止しております。
(令和5年6月末現在)

○瀬戸信用金庫アートギャラリー
住 所：愛知県瀬戸市東茨町 36 番地の 11
電話番号：0561-82-3100
開館時間：10:00 ~ 16:00
休 館 日：月曜日・火曜日(祝日の場合は翌営業日)、
年末年始(12月28日~1月5日)

■ 充実の店舗網（72店舗、店舗外ATM33か所）



(令和5年6月末現在)

■ 店舖外ATM一覽

瀬戸市	11か所	尾張旭市	5か所
アビタ瀬戸店	●	アスカ	●
イオン瀬戸みすの店	●	イトーヨーカドー尾張旭店	●
河村電器産業売	■	尾張旭市役所	■
西友瀬戸店	●	ナフコ尾張旭店	●
瀬戸市役所	■	ピアゴ印場店	●
陶生病院	▲		
ドミニー瀬戸菱野店	●	春日井市	3か所
パルティセと	●	清水屋春日井店	●
パロー瀬戸西店	●	ナフコ不二屋岩野店	●
フィール瀬戸店	●	MEGAドン・キホーテUNY気負店	●
本町(瀬戸信用金庫アートギャラリー)	●		
		長久手市	3か所
		愛知医科大学病院	▲
		アビタ長久手店	●
		イオンモール長久手	●
名古屋	9か所	日進市	2か所
アビタ新守山店	●	アオキスーパー日進店	●
アビタ千代田橋店	●	MIO香久山	●
イオン名古屋東店	●		
イオンモールナゴヤドーム前	●		
イオン守山店	●		
猪子石支店構内	●		
ヒルズウォーク徳重	●		
名鉄栄町駅	●		
メッツ大曽根	●		
		信用金庫共同ATM※1	3か所
		JRセントラルタワー (桜通口)	●
		(スカイシャトル)	●
		中部国際空港セントレア (アクセスプラザ)	●

※1 信用金庫共同ATMは、ATM利用手数料が異なる場合があります。

自動機設置状況 ATM176台(内店舗外33か所37台)

ATM稼働日 ●は平日・土曜日・日祝休日 ▲は平日・土曜日 ■は平日

稼働時間はせとしんホームページをご覧ください。(https://www.setoshin.co.jp)

(令和5年6月末現在)

■ 営業地区一覧

【愛知県】

瀬戸市、名古屋市の春日井市、小牧市、
尾張旭市、豊田市の犬山市、豊明市、
稲沢市、岩倉市の一宮市、江南市、
東海市、大府市の知立市、刈谷市、
岡崎市の安城市、日進市、知多市、
愛西市、清須市の北名古屋市の弥富市、
みよし市、あま市の長久手市、津島市、
半田市の常滑市の愛知郡、西春日井郡、
丹羽郡、海部郡、知多郡東浦町・阿久比町

【岐阜県】

多治見市、土岐市、可児市

店舗移転のご案内

令和4年6月13日 大曽根支店を新築移転オープン

新住所：名古屋市中区大曽根2丁目4番4号

新店舗は、名鉄瀬戸線「森下駅」から北東へ130mの場所に新築移転するとともに、バリアフリーを採用し、ATMコーナー・貸金庫室に車椅子対応のスペースを確保しました。また、AED、全自動貸金庫、24時間の換気システムと換気窓を設置し、お客さまにより一層、安全・便利にご利用いただける店舗としました。



瀬戸信用金庫アートギャラリー



○瀬戸信用金庫アートギャラリーは、主に瀬戸信用金庫が所蔵する作品の展示や地域の作家を中心とした企画展の開催を通じた地域の文化・芸術への貢献を目的に、瀬戸信用金庫発祥店舗のひとつである旧本町支店跡に令和元年5月30日開館いたしました。

- ・開館時間：10：00～16：00
- ・休 館 日：月曜日・火曜日（祝日の場合は翌営業日）
年末年始（12月28日～1月5日）
- ・入 館 料：無料
- ・住 所：愛知県瀬戸市東茨町36番地の11
- ・電話番号：0561-82-3100

開催された企画展



令和4年4月2日～5月29日



6月4日～7月31日



8月6日～9月19日



9月24日～11月27日



12月3日～12月25日



令和5年1月7日～2月12日



2月18日～3月26日

当アートギャラリーでは、企画展の開催とともに、瀬戸信用金庫ともかかわりの深い北川民次画伯の絵画や瀬戸にゆかりのある陶芸作品の展示を行っています。

預金業務

お客さまのさまざまな貯蓄ニーズにお応えて、普通預金からスーパー定期、大口定期預金をはじめ、バラエティ豊かな預金商品を取りそろえるとともに、新しい商品の研究開発にも絶えず取り組んでおります。

今後も地域に密着し、お客さまのニーズに合った、より有利な新商品の研究・開発とサービス態勢の一層の充実に取り組んでまいります。

●主な預金商品

種 類		特 色 (内 容)	期 間	預 入 金 額
当 座 預 金		商取引に安全で能率的な小切手、手形でお支払いができる預金です。	自由	1 円以上
普 通 預 金		出し入れ自由でお財布代わりにご利用ください。	自由	1 円以上
	無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により全額保護されます。		
	総 合 口 座	1 冊の通帳に普通預金、定期預金がセットできます。必要な時には、セットされた預金の 90%以内、最高 300 万円までを自動的にご融資します。(成人個人のお客さま 1 人 1 口座)		
貯 蓄 預 金		お預入れ残高により金利設定されており、普通預金と同じように自由に出し入れできます。(個人のお客さま)	自由	1 円以上
通 知 預 金		まとまった資金の短期間の運用に利用できる商品です。	7 日以上	1 万円以上
納 税 準 備 預 金		納税に備えていただく専用の預金で、お利息は非課税です。	自由	1 円以上
定 期 預 金	ス ー パー 定期	身近な金額から気軽にスタートできる定期預金です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 円以上
	大口 定期 預金	1,000 万円以上のまとまった資金運用に適した預金です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上
	期日指定定期預金	1 年経過後は、1 か月前のご連絡で満期日の指定ができ、一部お引き出しもできます。(個人のお客さま)	1 年以上最長 3 年	1,000 円以上 300 万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動向により 6 か月ごとに金利が変動する定期預金です。	1 年、2 年、3 年	1,000 円以上
	定額複利定期預金	6 か月経過後はお引き出し自由で、お利息は半年複利で計算されます。	最長 5 年	1,000 円以上 1,000 万円未満
	年金優遇定期預金	年齢 60 歳以上の個人の方で当金庫で公的年金をお受取りの方または新しくお受取り指定される方を対象とした定期預金です。	1 年	1,000 円以上 500 万円以内
	退職金専用定期預金 「 優 宝 」	個人で 1 年以内に退職金を受取られた方に、ゆとりあるセカンドライフを応援する商品です。	6 か月	100 万円以上 3,000 万円以下 (退職金ご入金金額まで)
	宝くじ付き定期預金 「 ゆ め 紀 行 」	預金の金利だけでなく「宝くじ当せん」の夢が加わった定期預金です。インターネット支店でのみ取扱いとなります。	3 年	100 万円、300 万円、 600 万円、900 万円、 1,500 万円の 5 種類
	せとしん WEB 定期預金	せとしん個人向け WEB サービスでお預入れ、お支払い、明細照会をご利用いただける商品です。	1 年	10 万円以上 500 万円以内 (1 人あたり 1,000 万円以下)
ス ー パー 積 金		毎月一定の金額を一定期間入金いただく計画的な積立預金です。	1 年以上 5 年以内	1,000 円以上
財 形 貯 蓄	一般財形貯蓄	勤労者が給与天引きで積立てる預金で、貯蓄目的は自由です。	3 年以上	1,000 円以上
	財形年金貯蓄	満 55 歳未満の方で、将来の老後資金を貯める預金です。元金 550 万円(財形住宅貯蓄と合算)までお利息が非課税となります。	5 年以上	1,000 円以上
	財形住宅貯蓄	満 55 歳未満の方で、住宅取得のための資金を貯める預金です。元金 550 万円(財形年金貯蓄と合算)までお利息が非課税となります。	5 年以上	1,000 円以上
外 貨 預 金	外貨普通預金	取扱通貨は、米ドル、ユーロ、オーストラリアドル等です。	自由	1 通貨単位以上
	せ と し ん スーパードル定期	米ドル建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12 か月	1,000 米ドル以上
	せ と し ん スーパーユーロ定期	ユーロ建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12 か月	1,000 ユーロ以上
	せ と し ん スーパー豪ドル定期	オーストラリアドル建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12 か月	1,000 豪ドル以上

融資業務

地域の皆さまの生活の向上と中小企業及び商店などの成長発展に寄与するため、お客さまの多様なニーズにお応えできる各種事業者ローン、個人ローンを取りそろえております。

- 手形割引……………一般商業手形の割引に
- 手形貸付……………運転資金など短期のご融資に
- 証書貸付……………設備資金など長期のご融資に
- 当座貸越……………さまざまな目的のご融資に

●主な事業者ローン

種 類	資金のお使いみち	ご 融 資 金 額	ご 融 資 期 間
せ と し ん 事業者カードローン	事業用の運転資金または設備資金にご利用いただけます。	100 万円以上 2,000 万円以内	2 年以内
せ と し ん 貸付専用型当座貸越	事業用の運転資金または設備資金にご利用いただけます。	100 万円以上 2 億 8,000 万円以内	2 年以内
長 期 事 業 ロ ー ン	長期的な運転資金または設備資金にご利用いただけます。	500 万円以上 5 億円以内	20 年以内
短 期 事 業 ロ ー ン	短期的な運転資金または設備資金にご利用いただけます。	500 万円以上 2 億円以内	3 年以内
せ と し ん 創業支援ローン	新たに事業を開始する方、事業を開始して 1 年未満の方で、 運転資金または設備資金にご利用いただけます。	500 万円以内	5 年以内
事 業 応 援 ロ ー ン	経営の安定に必要な事業資金にご利用いただけます。	500 万円以上 1 億円以内	3 年以内
地 域 活 性 化 サ ポ ー ト ロ ー ン	地域経済活性化等に貢献する事業用の運転資金または設備 資金にご利用いただけます。	500 万円以内	3 年以内
せ と し ん SDGs 応 援 ロ ー ン	SDGs の 17 ゴールと関連性の高い目標に向けた取組み に対する事業資金にご利用いただけます。	2 億円以内	15 年以内
せとしん金利選択型 ア パ ー ト ロ ー ン	所有遊休不動産の活用並びに相続税対策等のためのアパー ト建築または購入資金にご利用いただけます。	500 万円以上 5 億円以内	35 年以内 (中古物件は最長 30 年以内)

●主な個人ローン

種 類	資金のお使いみち	ご 融 資 金 額	ご 融 資 期 間
せ と し ん マイホームローンセレクト	住宅の新築・購入・増改築、マンション・土地（住宅用） の購入、住宅ローンの借り換え資金にご利用いただけます。 オール電化、エコウィル・エコジョーズを対象とした金利 優遇商品も準備しております。	100 万円以上 1 億円以内	40 年以内 (注) (原則、借り換え 30 年以内)
住 ま い る いちばんネクストV		100 万円以上 1 億円以内	2 年以上 40 年以内
しんきん保証基金保証付 住 宅 ロ ー ン		50 万円以上 1 億円以内	40 年以内
無 担 保 住 宅 ロ ー ン (全国しんきんローン)	不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金、及 びそれに伴う諸費用、借り換え資金にご利用いただけます。「空き 家解体ローン」として空き家解体費用等にご利用いただけます。	2,000 万円以内 (空き家解体は 500 万円以内)	3 か月以上 20 年以内
せ と し ん マイカーローン	車の購入、車検、自動車教習所納入金、電気自動車用充電 設備資金等にご利用いただけます。	10 万円以上 1,000 万円以内	6 か月以上 10 年以内
全 国 しんきんローン (教育・カーライフ・福祉等)	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いた だけます。	教育・カーライフは 1 万円以上 1,000 万円以内 福祉プラン・フリーローン・ 切替プランは 500 万円以内	3 か月以上 10 年以内 教育資金 3 か月以上 16 年以内 切替プラン最長 10 年以内
フ リ ー ロ ー ン 「 助 っ 人 く ん 」	暮らしに役立つ資金として自由にご利用いただけます。 (事業資金にはご利用いただけません。)	10 万円以上 1,000 万円以内 ただし、WEB完結型は 300 万円以内 (主婦・パート・アルバイト の方は 30 万円以内)	6 か月以上 10 年以内
カ ー ド ロ ー ン	カードローン「セトカ」	10 万円以上 100 万円以内	3 年 (更新可)
	カードローン「ベンリー」	10 万円以上 500 万円以内	3 年 (更新可)
	カードローン「きゃっする」	50 万円以上 900 万円以内	3 年 (更新可)
	マイホームローンプラス (当金庫住宅ローン利用者) 専 用 カ ー ド ロ ー ン	100 万円 200 万円 300 万円	2 年 (更新可)
	せ と し ん ゴールドカードローン	50 万円 100 万円	1 年 (更新可)
	教育カードローン	50 万円以上 500 万円以内	当座貸越期間(在学期間中) 4 年 9 か月以内 証書貸付期間(卒業後) 3 か月以上 10 年以内

(注) ただし、既存借入の残存期間が30年超の場合は、既存借入の残存期間かつ40年以内とします。

証券業務

公共債の窓口販売業務、ディーリング業務、投資信託の窓口販売業務、私募債の受託業務、金融商品仲介業務の取扱いなどの証券業務を通じてお客さまのニーズにお応えすべく、独自のサービスを提供しております。

公 共 債 の 窓 口 販 売	国債・地方債の窓口での販売を行っております。 ※ご購入にあたり口座管理扱いとなります。(口座管理手数料は無料です)
投 信 の 窓 口 販 売	お客さまの多様な資産運用ニーズにお応えする幅広いタイプの投資信託を品揃えしております。 NISA(少額投資非課税制度)・つみたてNISA口座のお取扱いをしております。
私 募 債 の 受 託 業 務	私募債の受託業務、信用保証協会保証付及び当金庫保証付私募債の取扱いを通じ、企業の資金調達をお手伝いします。
金 融 商 品 仲 介 業 務	外国債券等の注文をお預りし、委託金融取引業者に仲介します。 本店営業部でお取扱いしています。

国際業務

輸出入取引をはじめ、海外送金、外貨両替(米ドル売却のみ)、外貨預金、インパクトローンなどの各種業務を取扱っております。

外 貨 両 替	現 金 (Cash)	日本円を米ドルの現金に交換いたします。取扱店(本店営業部のみ)
海 外 送 金	仕向外国送金(T/T)	海外のお受取人口座へ電信により振込入金する方法です。(出張所を除く)
	被仕向外国送金	外国からの外貨送金受取りの場合は、当金庫のお取引口座をご指定いただくことによりご利用いただけます。
貿 易 取 引	輸 出	輸出手形の買取り、取立てなどを行います。
	輸 入	輸入信用状の発行、輸入ユーザンス、輸入手形の決済などを行います。
各 種 保 証	スタンバイ信用状の発行のほか、入札保証、契約履行保証など各種保証も行います。	
先 物 為 替 予 約	輸出入決済、インパクトローンなどに先物為替の予約取引を行うこともできます。	
外 貨 預 金	米ドル、ユーロ、オーストラリアドルの預金で、普通預金、定期預金の2種類があります。	
外 貨 ご 融 資 (インパクトローン)	外貨(米ドル)によるご融資です。資金調達の多様化が図られ、また為替リスクのヘッジなどにもご利用いただけます。	
海外子会社向け融資	融資実行可能な国や通貨等の詳細については、国際業務部までお問い合わせください。	
海 外 進 出 支 援	海外進出を計画している又既に海外進出しているお客さまへの海外ビジネスに関する支援を行っております。	

代理業務

●代理貸付業務

代理貸付機関の委託を受けて、当金庫が代理人として資金の貸付けを行っており、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業、株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付を行っております。

独立行政法人住宅金融支援機構	個人の住宅購入、新築
株式会社 日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	事業者の運転資金、設備資金及び個人の入学等の教育資金
株式会社 日本政策金融公庫 中 小 企 業 事 業	事業者の運転資金、設備資金
信 金 中 央 金 庫	事業者の運転資金、設備資金及び個人の住宅購入、新築、増改築資金
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	医療従事者(医療法人及び個人)に対する新規開設に伴う設備資金及び開設に伴う運転資金

●その他の代理業務

小規模企業共済掛金の取扱い、中小企業倒産防止共済の取扱い、建設業退職金共済制度の証紙販売等を行っております。

■ 保険業務

生命保険会社・損害保険会社各社が提供する保険商品を取扱っております。

損 害 保 険 業 務	住宅ローン関連の長期住宅火災保険、事業性保険、債務返済支援保険、海外旅行保険（インターネット完結型）、傷害保険、業務災害補償保険 代理店契約先：共栄火災海上保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱、 あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱
生 命 保 険 業 務	生命保険の個人年金保険（定額型）、終身（養老）保険、医療保険、がん保険、学資保険、定期保険、介護保険 取扱生命保険会社：フコクしんらい生命保険㈱、アフラック生命保険㈱、三井住友海上あいおい生命保険㈱、 SOMPO ひまわり生命保険㈱、日本生命保険㈱、第一フロンティア生命保険㈱、住友生命保険(相) 東京海上日動あんしん生命保険㈱

■ 相談業務

FP（ファイナンシャル・プランニング技能士）、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、お客さまの視点で各種相談に対応しております。

資 産 相 談 業 務	当金庫のFP（ファイナンシャル・プランニング技能士）が相続、遺言、不動産有効活用等の相談に対応しております。
経 営 相 談 業 務	中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受け、経営状況の分析や創業・新事業展開支援、事業承継相談など、中小企業の皆さまからの各種相談について積極的に対応しております。
M & A 相 談 業 務	中小企業の事業承継や新分野進出等の悩みを解決するために、M & Aに関する相談業務を実施しております。積極的にM & Aが利用される中、当金庫は全国の信用金庫のネットワークを活用し、問題解決をサポートします。
税 務 相 談	税理士等の専門家による税務相談を行っております。
年 金 相 談	専門の相談員による年金相談を行っております。 営業店の「タブレット」を利用したビデオ通話で「リモート相談」も受け付けております。

■ その他の業務・各種サービス

地域の皆さまの利便性の向上と各種金融サービスの充実に努めております。

振 込、送 金、取 立		全国どこでも迅速、確実に振込、代金取立などがご利用になれます。
貸 金 庫		貴金属、権利証など大切な貴重品を火災や地震などの災害や盗難から安全、確実にお守りします。
相 続 関 連 業 務		相続に関するお客さまの幅広いニーズにお応えるため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎをしています。 所属信託銀行：三井住友信託銀行、その他所属信託会社もあります。
信 託 契 約 代 理 業 務		信金中央金庫の信託契約代理店として、お客さまの円滑な相続・贈与ニーズにお応えるための個人向け信託商品の媒介をしています。
確 定 拠 出 年 金 運 営 管 理 業 務		企業型確定拠出年金：企業の福利厚生を充実させるための退職年金制度としてご利用いただけます。 当金庫は運営管理機関をご紹介します。 個人型確定拠出年金：豊かな老後を迎えるための資産形成手段としてご利用いただけます。 当金庫は運営管理機関・受付金融機関として加入者の皆さまをサポートします。
自動受取り・自動支払いサービス		給与、年金、配当金などの自動受取や、各種の公共料金、保険料、クレジット代金などの自動支払が、簡単な手続きでご利用いただけます。
キャッシュカードサービス		カード1枚で、預け入れ、引き出し、残高照会、振込、振替ができます。 全国の信用金庫、提携金融機関及びゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行のATMなどでお引き出しができます。
定 額 送 金 サ ー ビ ス		家賃、仕送り、駐車場代金など毎月一定日に一定の金額をご指定の口座より引き落とし、登録送金先に対し自動的に振り込むサービスです。
I B サ ー ビ ス	個 人 向 け W E B サ ー ビ ス	インターネットに接続できる個人の方でパソコン・スマートフォンを使用して当金庫ホームページにアクセスし、ご契約口座の照会、振込ならびに WEB 定期預金の契約・解除をご利用いただくサービスです。
	法 人 向 け W E B サ ー ビ ス	インターネットに接続できる法人または個人事業主の方でパソコンを使用して当金庫ホームページにアクセスし、照会サービス、資金移動サービス、データ伝送サービスがご利用いただけるサービスです。
F B サ ー ビ ス	ア ン サ ー サ ー ビ ス (照 会 サ ー ビ ス)	ご契約の電話やファクシミリ、パソコンと当金庫のコンピュータを結び、振込などのご連絡やお取引内容、残高の照会にお答えするサービスです。
	資 金 移 動 (H B) サ ー ビ ス	ご家庭やオフィスに居ながらパソコン、プッシュホンにより、ご指定口座への振込や振替ができるサービスです。
	デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス	FB 専用ソフトまたはインターネットを利用して、振込・口座振替データをまとめて送信していただくことにより、振込・口座振替処理するサービスです（総合振込、給与振込、口座振替、集金代行）。
せとしんでんさいサービス		インターネットに接続可能なパソコンで電子記録債権の発生や受取などをご利用いただける法人または個人事業主のお客さま向けサービスです。
せ と し ん 外 為 W E B サ ー ビ ス		法人または個人事業主の方でインターネットに接続できるパソコンを使用して外国送金、輸入信用状開設のお取引がご利用いただけるサービスです。
せ と し ん 投 信 インターネットサービス		インターネットに接続できる個人の方で、パソコン等を使用して投資信託のお取引がご利用いただけるサービスです。
個人ローンWEB申込み (WEB完結・仮審査)		カードローン、マイカーローン、教育ローンなど各種個人ローンの申込み（WEB完結・仮審査）をパソコンやスマートフォンでご利用いただけるサービスです。
せ と し ん ア プ リ		スマートフォン専用のアプリで、口座残高や入出金明細のご確認、保有資産の照会、ご住所・電話番号・勤務先の変更・キャッシュカードおよび通帳の紛失時のお手続き、個人向け WEB サービスのお申込みがご利用いただけるサービスです。

※下記手数料には消費税が含まれています。

ATM利用手数料

取 扱 業 務		平 日	土 曜 日	日 曜 ・ 祝 休 日	手 数 料		
お 引 出 し	当 金 庫 カ ー ド	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	無料		
	他 信 金 カ ー ド	8:00～ 8:45	8:00～ 9:00	—	110円		
		8:45～18:00	9:00～14:00	—	無料		
		18:00～21:00	14:00～21:00	8:00～21:00	110円		
	他金融機関カード ゆうちょ銀行カード	8:00～ 8:45	8:00～ 9:00	—	220円		
		8:45～18:00	9:00～14:00	—	110円		
		18:00～21:00	14:00～21:00	8:00～21:00	220円		
	クレジットカード	8:00～18:00	9:00～14:00	—	無料		
お 預 入 れ		18:00～21:00	14:00～21:00	9:00～21:00	110円		
	当金庫カード・通帳(当座預金を除く)	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00			
	当金庫当座預金通帳	8:00～15:00	お 取 扱 い で き ま せ ん		無料		
	他 信 金 カ ー ド	8:00～ 8:45	8:00～ 9:00	—	110円		
		8:45～18:00	9:00～14:00	—	無料		
		18:00～21:00	14:00～21:00	8:00～21:00	110円		
	他金融機関カード ゆうちょ銀行カード ※入金提携金融機関カードのみ取引可	8:00～ 8:45	8:00～ 9:00	—	220円		
		8:45～18:00	9:00～14:00	—	110円		
18:00～21:00		14:00～21:00	8:00～21:00	220円			
お 振 替 え		8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	無料		
お 振 込 み (電 信 扱 い)		8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	当金庫同一支店 あて	3万円未満	現金 110円
						振替	無料
						3万円以上	現金 220円
						振替	無料
					当金庫本支店 あて	3万円未満	現金 110円
						振替	無料
	3万円以上	現金 220円					
	振替	無料					
他 金 融 機 関 あて	3万円未満	現金 440円					
	振替	330円					
	3万円以上	現金 660円					
	振替	550円					

(注) 1. ATMにより取扱業務・時間が上記と異なる場合があります。
2. ATMでは10万円を超える現金振込はお取り扱いできません。
3. お振込み先の金融機関、ご利用時間帯により、翌営業日扱いとなる場合があります。

融資関係手数料

項目	取扱内容	手数料
住宅ローン 繰上償還手数料	一部繰上償還	1件当たり 5,500円
	全額繰上償還	1件当たり 33,000円
アパートローン・ 証書貸付(金利選択 型)繰上償還手数料	一部繰上償還	1件当たり 5,500円
	全額繰上償還	1件当たり 33,000円
証書貸付(金利選択型 以外)繰上償還手数料	一部繰上償還	1件当たり 5,500円
	全額繰上償還	1件当たり 5,500円
固定金利選択手数料		1件当たり 5,500円
固定金利期間 解約手数料		1件当たり 5,500円
不動産担保 取扱手数料	新規設定 手数料	設定金額(極度額) 設定額に関 わらず一律 55,000円
	設定変更 手数料	極度増額・追加担保 設定額に関 わらず一律 55,000円
	その他 手数料	一部及び全部解除・ 債務引受、その他 設定額に関 わらず一律 5,500円
条件変更 手数料	(証書貸付かつ融資残高1,000 千円以上のものに限る)	1件当たり 5,500円

でんさいサービス手数料

項目	取扱内容		手数料		
			当金庫 同一支店あて	当金庫 本支店あて	他金融 機関あて
パソコン でお取引	発生記録請求	債務者請求方式	1件につき 330円	330円	440円
		債権者請求方式	1件につき 330円	330円	440円
	譲渡記録請求		1件につき 220円	220円	330円
	分割譲渡記録請求		1件につき 330円	330円	440円
	開示				無 料
	保証記録請求 (譲渡に随伴しない場合)		1件につき 330円		
	変更記録請求 (債権内容の変更・オンライン)		1件につき 330円		
	支払等記録請求 (口座間送金決済以外)		1件につき 330円		
	取引代行		1件につき 880円		
	書面による開示(特例)		1件につき 3,300円		
窓口 でお取引	変更記録請求 (債権内容の変更・書面)		1件につき 2,200円		
	支払不能情報照会 (ご利用者等からの照会)		1件につき 3,300円		
	依頼返却 (口座間送金決済中止)		1件につき 1,100円		
	割引 支払不能返却		1件につき 1,100円		
	異議申立取扱		1件につき 3,300円		
	支払不能処分調査		1件につき 1,100円		
	残高証明書発行(都度発行方式)		1通当たり 4,400円		
	貸倒引当金繰入証明書発行		1通当たり 1,100円		
	取引停止処分証明書		1通当たり 1,650円		
	災害による支払不能処分の証明書		1通当たり 1,650円		
	特定記録機関変更記録		1件につき 4,400円		
	入金手数料(でんさい決済資金の受取に係る手数料)		1件につき 220円		
	残高証明書発行(定例発行方式)		1通当たり 1,650円		
	基本手数料 (月額)		1,100円		

(注) 1. 法人向けWEBをご利用のお客さまは、法人向けWEB基本手数料が必要となります。
2. 記録請求など一度登録された後に、登録取消をされても手数料が必要となります。

※下記手数料には消費税が含まれています。

為替手数料

項 目		取 扱 内 容	手 数 料	3万円未満	3万円以上
振 込	窓 口 を ご 利 用 の 場 合	当金庫同一支店あて	1 件につき	330円	550円
		当金庫本支店あて	1 件につき	330円	550円
		他金融機関あて	1 件につき	660円	880円
	定 額 送 金 利 (基 本 料 込)	当金庫同一支店あて	1 件につき	110円	110円
		当金庫本支店あて	1 件につき	220円	440円
		他金融機関あて	1 件につき	550円	770円
	資 金 移 動 (H B) サ ー ビ ス 法 人 ・ 個 人 向 け W E B サ ー ビ ス	当金庫同一支店あて		無料	無料
		当金庫本支店あて		無料	無料
		他金融機関あて	1 件につき	275円	440円
	デ ー タ 伝 送 (法 人 向 け W E B を 除 く)	当金庫同一支店あて		無料	無料
		当金庫本支店あて	1 件につき	220円	220円
		他金融機関あて	1 件につき	385円	550円
給 与 振 込 手 数 料		取 扱 内 容			手 数 料
		当金庫本支店あて			無料
		他金融機関あて	振込依頼が指定日以内	220円	
			振込依頼が指定日以内 (データ伝送扱い)	165円	
			振込依頼が指定日より遅れた場合	440円	
		振込依頼が指定日より遅れた場合 (データ伝送扱い)	330円		
代 金 取 立 手 数 料 (商 手 ・ 譲 担 を 含 む)		即日入金扱い	1 件につき	無料	
		電子交換 (期日取立)			
		当金庫同一支店内	1 件につき	無料	
		当金庫本支店内	1 件につき	無料	
		他行庫	1 件につき	880円	
そ の 他 料		個別取立 (電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手等が対象)	1 件につき	880円	
		振込組戻料、取立手形組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料 (ただし、店頭呈示のための取立費用が1,100円以上のときは実費をいただきます。)			1,100円
		不渡異議申立供託手数料			3,300円
地 方 税 取 次 手 数 料		他金融機関に取り次ぐ納付書	3万円未満	660円	
			3万円以上	880円	

その他手数料

項 目		取 扱 内 容	手 数 料	
証明書発行手数料		残高証明書当金庫所定用紙	1 通当たり 550円	
		所定外証明書	1 通当たり 1,100円	
		主債務の履行状況に関する情報提供手数料	1 通当たり 1,100円	
		通帳未記入取引照合表	1 通当たり 1,100円	
		監査法人調査等	1 通当たり 3,300円	
個人情報開示手数料		1 件当たり 1,100円		
夜間金庫利用料		基本料金	(月額) 8,250円	
		専用入金帳代	1 冊当たり 22,000円	
貸 金 庫 利 用 料		サイズ 小・中・大・特大	(年額) 10,560円～ 33,000円	
セーフティ・バック利用料		(年額)	10,560円	
株式払込手数料			料率による	
株式払込受付票(または領収書)発行代金		1 通当たり	5.5円 (円未満切捨て)	
通帳・証書・カード・契約の証再発行手数料		1 件当たり	1,100円	
自己宛小切手発行手数料		1 枚当たり	550円	
通帳摘要専用伝票代		1 冊当たり	5,500円	
集 金 代 行 シ ス テ ム (ス リ ー エ ス) 利 用 料		基本手数料	1 回当たり 2,200円	
		新規登録手数料	220 円	
		変更手数料	1 件当たり 110円	
		引落手数料	当金庫本支店あて 1件当たり	110円
			他金融機関あて 1件当たり	165円
パ ソ コ ン サービス 利 用 料		契約料	1 件当たり 11,000円	
		基本手数料	(月額) 11,000円	
		データ伝送基本料	(月額) 2,200円	
		取扱手数料	1 件当たり 5.5円 (円未満切捨て)	
法 人 向 け WEB 利 用 料		基本手数料 (照会・資金移動サービス)	(月額) 1,100円	
		基本手数料 (データ伝送サービス)	(月額) 2,200円	
個人向けWEB利用料		基本手数料	無料	
資金移動(HB)利用料 (ANSER利用料含む)		基本手数料 (月額)口座単位	2,200円	
データ伝送利用料		基本手数料 (月額)	2,200円	
ANSER 利 用 料		基本手数料 (月額)口座単位	1,100円	
外為WEBサービス		利用料 (月額)	2,200円	
当座勘定関係	小 切 手 帳 代	1 冊 (50枚)	1,100円	
		署名鑑印刷 1 冊 (50枚)		
	約束手形帳代	1 冊 (50枚)	1,100円	
		署名鑑印刷 1 冊 (50枚)		
	為替手形帳代	1 冊 (50枚)	1,100円	
		署名鑑印刷 1 冊 (50枚)		
	署名鑑手数料	登録 1 件当たり	5,500円	
		変更 1 件当たり	5,500円	
	丸専口座開設料	割賦販売通知書 1 通当たり	5,500円	
	丸専約束手形用紙代 (含む決済手数料)	1 枚当たり	1,100円	

(注) 硬貨によるご入金、ご出金のお取引につきましても、上記、窓口での取扱内容と同様、硬貨枚数に応じた手数料がかかります。

(注) 証明書発行手数料の所定外証明書は、取引履歴調査、預貸金利息証明などの各種証明を含みます。

両替手数料

項 目	取 扱 内 容		手 数 料
窓 口	両替と金種指定 した硬貨入出金	1～ 10枚	無料
		11～ 500枚 ※硬貨入金は50枚まで無料	550円
		501 枚以上	(500 枚毎) (枚数の端数は切上げ) 550円加算

(注) 硬貨によるご入金、ご出金のお取引につきましても、上記、窓口での取扱内容と同様、硬貨枚数に応じた手数料がかかります。

資料編

単体情報	
財務諸表	34
経営指標	
主要な業務の状況を示す指標	38
預金に関する指標	39
貸出金等に関する指標	39
為替に関する指標	40
証券等に関する指標	41
その他	44
自己資本の充実の状況等について	45
連結情報	
連結財務諸表	53
自己資本の充実の状況等について	57
開示項目一覧	63



貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (4年3月31日現在)	令和4年度 (5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (4年3月31日現在)	令和4年度 (5年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	9,727	19,534	預金積金	2,161,530	2,182,786
預け金	531,064	487,532	当座預金	95,796	98,769
買入金銭債権	3,411	3,844	普通預金	897,474	941,923
金銭の信託	3,000	2,400	貯蓄預金	7,418	7,209
有価証券	888,333	891,760	通知預金	4,267	3,180
国債	51,350	44,276	定期預金	1,082,168	1,070,475
地方債	160,893	148,876	定期積金	61,641	51,135
社債	435,156	452,898	その他の預金	12,762	10,091
株式	15,622	15,175	譲渡性預金	7,278	7,248
その他の証券	225,310	230,532	借入金	264,756	245,732
貸出金	1,098,367	1,125,715	借入金	264,756	245,732
割引手形	8,123	7,790	外国為替	1	0
手形貸付	56,222	56,649	売渡外国為替	0	—
証書貸付	983,081	1,002,952	未払外国為替	0	0
当座貸越	50,940	58,322	その他負債	3,597	13,581
外国為替	1,090	553	未決済為替借	531	656
外国他店預け	214	435	未払費用	1,107	732
取立外国為替	875	117	給付補填備金	26	16
その他資産	12,573	13,158	未払法人税等	327	416
未決済為替貸	477	525	前受収益	378	364
信金中金出資金	8,595	8,595	払戻未済金	22	22
前払費用	0	—	払戻未済持分	0	9
未収収益	2,073	1,825	金融派生商品	12	44
金融派生商品	7	68	リース債務	684	485
その他の資産	1,419	2,143	資産除去債務	198	196
有形固定資産	24,595	24,183	その他の負債	308	10,634
建物	7,811	7,655	賞与引当金	926	937
土地	13,992	14,119	役員賞与引当金	20	20
リース資産	626	443	退職給付引当金	7,348	7,353
建設仮勘定	264	70	役員退職慰労引当金	292	198
その他の有形固定資産	1,900	1,893	睡眠預金払戻損失引当金	136	151
無形固定資産	87	84	偶発損失引当金	105	80
繰延税金資産	2,070	6,873	債務保証	615	511
債務保証見返	615	511	負債の部合計	2,446,609	2,458,602
貸倒引当金	△4,100	△5,096	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	(△3,256)	(△3,972)	出資金	1,209	1,209
			普通出資金	1,209	1,209
			利益剰余金	121,341	124,193
			利益準備金	1,209	1,209
			その他利益剰余金	120,131	122,983
			特別積立金	112,000	112,000
			(うち固定資産圧縮積立金)	(818)	(818)
			当期末処分剰余金	8,131	10,983
			当期純利益	3,317	2,900
			会員勘定合計	122,550	125,402
			その他有価証券評価差額金	1,678	△12,949
			評価・換算差額等合計	1,678	△12,949
			純資産の部合計	124,228	112,452
資産の部合計	2,570,838	2,571,055	負債及び純資産の部合計	2,570,838	2,571,055

■ 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和3年度 (3年4月1日～4年3月31日)	令和4年度 (4年4月1日～5年3月31日)
経 常 収 益	22,020	21,636
資金運用収益	18,889	18,837
貸出金利息	10,457	10,230
預け金利息	716	492
有価証券利息配当金	7,489	7,882
その他の受入利息	225	232
役務取引等収益	2,350	2,217
受入為替手数料	810	736
その他の役務収益	1,539	1,480
その他業務収益	421	358
外国為替売買益	40	60
商品有価証券売買益	—	0
国債等債券売却益	178	110
その他の業務収益	202	186
その他経常収益	359	223
償却債権取立益	7	16
株式等売却益	135	168
金銭の信託運用益	1	4
その他の経常収益	215	34
経 常 費 用	17,310	17,808
資金調達費用	525	376
預金利息	511	374
給付補填備金繰入額	14	10
譲渡性預金利息	2	1
金利スワップ支払利息	0	0
その他の支払利息	△ 4	△ 10
役務取引等費用	1,138	1,133
支払為替手数料	136	91
その他の役務費用	1,001	1,042
その他業務費用	276	9
商品有価証券売買損	0	—
国債等債券売却損	0	4
国債等債券償還損	266	—
その他の業務費用	8	5
経 費	14,927	14,656
人 件 費	9,590	9,476
物 件 費	4,843	4,654
税 金	493	526
その他経常費用	442	1,631
貸倒引当金繰入額	141	1,341
株式等売却損	254	158
その他資産償却	—	0
その他の経常費用	46	131
経 常 利 益	4,710	3,828
特 別 利 益	0	214
固定資産処分益	0	214
特 別 損 失	10	53
固定資産処分損	5	53
減 損 損 失	4	—
税引前当期純利益	4,700	3,989
法人税、住民税及び事業税	964	1,067
法人税等調整額	418	22
法人税等合計	1,383	1,089
当 期 純 利 益	3,317	2,900
繰越金(当期首残高)	4,813	8,083
当期末処分剰余金	8,131	10,983

■ 損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 21 百万円
子会社との取引による費用総額 73 百万円
 3. 出資1口当たり当期純利益 1,203 円 50 銭
 4. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、2,183 百万円であります。
 5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。
 6. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは、金利がマイナスの取引を約定したことに伴い、純額でマイナスになったことによるものです。

■ 剰余金処分計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和3年度 (3年4月1日～4年3月31日)	令和4年度 (4年4月1日～5年3月31日)
当期末処分剰余金	8,131	10,983
繰越金(当期首残高)	4,813	8,083
当期純利益	3,317	2,900
積立金取崩額	—	—
剰 余 金 処 分 額	47	59
利益準備金	0	—
普通出資に対する配当金	(年 4%) 47	(年 5%) 59 (普通配当 4%、記念配当 1%)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	8,083	10,923

令和5年6月16日開催の第81期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書などの計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け適正、適法に作成されている旨の報告を受けております。本誌記載の、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書は上記の計算書類等に基づいて作成しております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日

瀬戸信用金庫

理事長

成田 順一

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産増入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価は、有価証券に準じた方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|-----|----|-------|
| 建物 | 8年 | 50年 |
| その他 | 4年 | ~ 50年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、監査法により償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
- (1) 与債額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることのできる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調なし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注先及び業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失率を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加算計算しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は434百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加えており、当金庫の拠出に对应する年金資産の額を合理的に計算することのできるため、当該企業年金制度へ拠出する額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分) 1.2562%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金236百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 貸出金の一部につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する担当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうかを確認することで判定しております。
17. 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、代金取引等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
18. 有形固定資産に係る除却対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。
- (1) 計算書類に計上した金額
- 貸倒引当金 5,096百万円(うち、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済への影響を踏まえた予想損失率の修正により必要な調整として計上した貸倒引当金 173百万円)
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報(見積りの金額の算出方法)
- 貸倒引当金の算定方法は、注記事項9に記載しております。新型コロナウイルス感染者数が落ち着き経済の正常化に向けた動きが見られるが、引き続きこうした経済への影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の以下の業績悪化の状況を踏まえて貸倒引当金を計上するとともに、特に影響を強く受ける特定業種について貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって貸倒引当金を計上しております。

- (見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)
- ① 債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をしております。
- ② 前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の経済への影響は今後一定期間続くものと考えられ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定をしておりましたが、当該仮定について、当事業年度においても重要な変更を行っておりません。
- ③ 正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注先債権については総体として過去に有していたその他の要注先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。
- (翌年度の計算書類に与える影響)
- 債務者区分の決定及び予想損失率の決定(予想損失率の決定における必要な修正を含む。)等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の経済への影響を含む外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者及び特定業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 - 一百万円
20. 子会社の株式総額 25 百万円
21. 子会社に対する金銭債権総額 753 百万円
22. 子会社に対する金銭債権総額 3,321 百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 25,489 百万円
24. 有形固定資産の圧縮記録額 21 百万円
25. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)と、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国為替(「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの)並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,958 百万円
26. 危険債権額 24,402 百万円
- 二年以上延滞債権額 - 百万円
- 貸出条件緩和債権額 - 百万円
- 合計額 29,361 百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. 字形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付が替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,790百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産 274,545 百万円
- 有価証券 274,545 百万円
- 担保資産に対応する債務
- 預金 4,960 百万円
- 借入金 245,732 百万円
- 上記のほか、為替決済、字形交換等との担保として、預け金66,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金21百万円を差入っております。
30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。
31. 出資1口当たりの純資産額 46,494円82銭
32. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資リスク及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に関わる金利リスク、為替リスクのヘッジ手段の一つとして通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用保証制度、貸付や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会に報告・協議を行っております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は為替の変動リスクに関して、持高管理をするとともに為替予約、通貨スワップ等を利用して、個別案件ごととの管理も行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部率制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で25,054百万円であります。

なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

33. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	487,532	486,529	△ 1,003
(2) 買 入 金 銭 債 権	3,844	3,827	△ 17
(3) 金 銭 の 信 託	2,400	2,399	△ 0
(4) 有 価 証 券			
その他有価証券（※1）	891,529	891,529	—
(5) 貸 出 金	1,125,715		
貸 倒 引 当 金（※2）		△ 5,096	
	1,120,618	1,127,107	6,488
金 融 資 産 計	2,505,925	2,511,393	5,467
(1) 預 金 積 金	2,182,786	2,183,099	313
(2) 譲 渡 性 預 金	7,248	7,250	1
(3) 借 用 金	245,732	245,732	—
金 融 負 債 計	2,435,766	2,436,081	315
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	23	23	—

（※1） 金融商品時価等に関する事項については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
（※2） 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※3） 金融商品の時価は、原則として計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。ただし、通貨スワップの端差処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である貸出金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有る預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関による評価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関しては市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証付私算債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については34.から36.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における為替相場により円換算した評価差額によっております。

（注2） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※1）	25
非上場株式（※1）	186
組合出資金（※2）	20
合 計	231

（※1） 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第8項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
（※2） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

34. 令和5年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	9,710	7,431	2,278
	債 券	223,600	221,466	2,133
	国 債	33,368	32,894	474
	地 方 債	73,740	72,952	788
	社 債	116,491	115,620	871
	そ の 他	56,710	51,585	5,125
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	290,022	280,484	9,537
	株 式	5,254	6,087	△ 833
	債 券	422,451	433,895	△ 11,444
	国 債	10,908	11,803	△ 895
	地 方 債	75,135	77,845	△ 2,709
	社 債	336,407	344,246	△ 7,838
合 計	そ の 他	173,801	188,234	△ 14,432
	小 計	601,507	628,217	△ 26,710
合 計		891,529	908,701	△ 17,172

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,665	136	158
債 券	30,703	76	—
国 債	19,359	57	—
地 方 債	301	1	—
社 債	11,042	17	—
そ の 他	4,920	61	3
合 計	37,289	274	162

36. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理額はありません。

37. 満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち貸借対照表計上額を超えるもの	うち貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	2,400	2,399	△ 0	0	△ 0

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行額は77,174百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが67,918百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産		繰延税金負債		繰延税金資産の純額
項目	金額	項目	金額	
その他有価証券評価差額	4,790	固定資産圧縮積立額	222	
退職給付引当金	2,035	資産除去債務	11	
個別貸倒引当金及び貸出金	1,041			
減損損失	394			
賞与引当金	259			
減価償却費	166			
役員退職慰労引当金	55			
有価証券減損	36			
その他	410			
繰延税金資産小計	9,190			
評価性引当額	△ 2,083			
繰延税金資産合計	7,107	繰延税金負債合計	234	6,873

40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

41 百万円

41. 会計方針の変更

投資信託等について、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	18,364	18,462
資金運用収益	18,889	18,837
資金調達費用	525	375
役務取引等収支	1,211	1,083
役務取引等収益	2,350	2,217
役務取引等費用	1,138	1,133
その他業務収支	145	348
その他業務収益	421	358
その他業務費用	276	9
業務粗利益	19,721	19,894
業務粗利益率	0.76%	0.78%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度 0百万円、令和4年度 0百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	4,852	5,079
実質業務純益	4,873	5,359
コア業務純益	4,961	5,253
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	4,745	5,137

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

		平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	2,571,717	18,889	0.73
	令和4年度	2,539,719	18,837	0.74
うち貸出金	令和3年度	1,089,690	10,457	0.95
	令和4年度	1,102,322	10,230	0.92
うち預け金	令和3年度	633,785	716	0.11
	令和4年度	531,316	492	0.09
うち商品有価証券	令和3年度	33	0	0.75
	令和4年度	—	—	—
うち有価証券	令和3年度	835,874	7,489	0.89
	令和4年度	892,493	7,882	0.88
資金調達勘定	令和3年度	2,475,683	525	0.02
	令和4年度	2,445,270	375	0.01
うち預金積金	令和3年度	2,166,084	526	0.02
	令和4年度	2,188,736	384	0.01
うち譲渡性預金	令和3年度	10,536	2	0.02
	令和4年度	7,278	1	0.02
うち借入金	令和3年度	257,083	—	0.00
	令和4年度	235,986	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度 5,045百万円、令和4年度 7,265百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託見合額の平均残高(令和3年度 1,256百万円、令和4年度 3,802百万円)及び利息(令和3年度 1百万円、令和4年度 4百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.73	0.74
資金調達原価率	0.62	0.60
総資金利鞘	0.11	0.13

利益率

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.18	0.14
総資産当期純利益率	0.12	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取・支払利息の増減

(単位: 百万円)

		残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	令和3年度	1,323	△ 487	835
	令和4年度	△ 237	185	△ 51
うち貸出金	令和3年度	418	△ 219	199
	令和4年度	117	△ 343	△ 226
うち預け金	令和3年度	58	16	74
	令和4年度	△ 94	△ 129	△ 224
うち商品有価証券	令和3年度	△ 0	△ 0	△ 0
	令和4年度	△ 0	—	△ 0
うち有価証券	令和3年度	759	△ 197	561
	令和4年度	500	△ 107	392
支払利息	令和3年度	37	△ 333	△ 295
	令和4年度	△ 4	△ 145	△ 149
うち預金積金	令和3年度	10	△ 304	△ 294
	令和4年度	3	△ 145	△ 141
うち譲渡性預金	令和3年度	0	△ 0	0
	令和4年度	△ 0	0	△ 0
うち借入金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

その他業務収支の内訳

(単位: 百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
外国為替売買損益	40	60
商品有価証券売買損益	△ 0	0
国債等債券関係損益	△ 88	106
金融派生商品関係損益	—	—
その他	193	181
合計	145	348

経費の内訳

(単位: 百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
人件費	9,590	9,476
	報酬給料手当	7,373
	退職給付費用	1,072
	その他	1,145
物件費	4,843	4,654
	事務費	1,752
	固定資産費	1,022
	事業費	342
	人事厚生費	143
	減価償却費	960
	その他	621
税金	493	526
合計	14,927	14,656

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	1,000,571	1,039,605
うち有利息預金	828,723	871,887
定期性預金	1,164,174	1,148,028
うち固定金利定期預金	1,032,841	1,025,608
うち変動金利定期預金	65,081	66,171
その他の預金	1,338	1,102
計	2,166,084	2,188,736
譲渡性預金	10,536	7,278
合計	2,176,620	2,196,015

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他の預金＝外貨預金＋非居住者円預金
4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
定期預金	1,082,168	1,070,475
固定金利定期預金	1,017,110	1,004,044
変動金利定期預金	65,058	66,431
その他	0	0

預金者別残高

(単位: 百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	預金残高	構成比	預金残高	構成比
個人	1,552,358	(71.82)	1,545,877	(70.82)
法人	441,925	(20.45)	440,566	(20.18)
金融機関	30,520	(1.41)	571	(0.03)
公金	136,725	(6.33)	195,770	(8.97)
合計	2,161,530	(100.00)	2,182,786	(100.00)

会員・会員外別預金残高

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
会員預金	605,180	599,734
会員外預金	1,556,349	1,583,052
合計	2,161,530	2,182,786

財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
一般財形	216	222
財形年金	60	53
財形住宅	35	36
合計	312	311

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	56,511	54,918
証書貸付	980,657	992,125
当座貸越	45,256	47,918
割引手形	7,264	7,359
合計	1,089,690	1,102,322

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
貸出金	1,098,367	1,125,715
うち変動金利	335,624	367,187
うち固定金利	762,743	758,528

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
住宅ローン残高	241,978	243,366
消費者ローン残高	10,230	10,457

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳

(単位: 百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
当金庫預金積金	10,388	8,169	178	144
有価証券	162	158	—	—
不動産	181,138	179,982	19	11
その他	378	399	337	288
計	192,068	188,709	534	444
信用保証協会・信用保険	255,669	254,598	30	30
保証	282,952	275,689	56	42
信用	367,678	406,719	50	50
合計	1,098,367	1,125,715	671	567

預貸率

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
貸出金(A)	1,098,367	1,125,715
預金積金(B)	2,168,808	2,190,034
預貸率(A/B)	50.64%	51.40%
期中平均	50.06%	50.19%

- (注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

代理貸付の内訳

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
信金中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	2	1
独立行政法人住宅金融支援機構	4,139	3,907
独立行政法人福祉医療機構(年金併せ貸し)	146	117
独立行政法人福祉医療機構(医療貸付)	95	57
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
合計	4,384	4,084

会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
会 員 貸 出 金	815,703	830,738
会 員 外 貸 出 金	282,664	294,977
合 計	1,098,367	1,125,715

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	404,859	(36.86)	412,851	(36.67)
運 転 資 金	693,507	(63.13)	712,863	(63.32)
合 計	1,098,367	(100.00)	1,125,715	(100.00)

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和3年度末			令和4年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	2,319	129,440	(11.78)	2,256	130,003	(11.54)
農 業、林 業	5	61	(0.00)	5	60	(0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	17	3,677	(0.33)	16	3,112	(0.27)
建 設 業	3,563	94,033	(8.56)	3,643	96,425	(8.56)
電気・ガス・熱供給・水道業	10	12,661	(1.15)	10	21,056	(1.87)
情 報 通 信 業	181	4,365	(0.39)	178	4,448	(0.39)
運 輸 業、郵 便 業	305	17,805	(1.62)	309	18,261	(1.62)
卸 売 業、小 売 業	2,466	103,187	(9.39)	2,468	105,722	(9.39)
金 融 業、保 険 業	67	37,142	(3.38)	70	45,668	(4.05)
不 動 産 業	1,423	105,838	(9.63)	1,415	105,137	(9.33)
物 品 賃 貸 業	48	6,298	(0.57)	48	6,121	(0.54)
学術研究、専門・技術サービス業	435	12,862	(1.17)	473	13,956	(1.23)
宿 泊 業	11	2,301	(0.20)	10	2,283	(0.20)
飲 食 業	940	12,404	(1.12)	943	12,073	(1.07)
生活関連サービス業、娯楽業	362	12,640	(1.15)	387	12,810	(1.13)
教 育、学 習 支 援 業	93	3,945	(0.35)	103	2,626	(0.23)
医 療、福 祉	526	21,994	(2.00)	551	23,754	(2.11)
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,617	32,560	(2.96)	1,596	32,357	(2.87)
小 計	14,388	613,223	(55.83)	14,481	635,881	(56.48)
地 方 公 共 団 体	15	232,935	(21.20)	15	236,009	(20.96)
個 人	20,953	252,208	(22.96)	20,765	253,823	(22.54)
合 計	35,356	1,098,367	(100.00)	35,261	1,125,715	(100.00)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 国外向け貸出金は国内向け貸出金と同様に業種別に区分し計数に含めております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和3年度	823	844	—	823	844
	令和4年度	844	1,124	—	844	1,124
個 別 貸 倒 引 当 金	令和3年度	5,697	3,256	2,562	3,134	3,256
	令和4年度	3,256	3,972	345	2,910	3,972
合 計	令和3年度	6,520	4,100	2,562	3,958	4,100
	令和4年度	4,100	5,096	345	3,754	5,096

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却	—	—

(注) 直接償却のみを記載しております。

為替に関する指標

外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

	令和3年度	令和4年度
貿 易	171,935	164,566
貿 易 外	57,681	46,369
合 計	229,616	210,935

内国為替取扱高

(単位:千件、百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振 込	仕向為替	2,878	1,781,691	2,924	1,778,562
	被仕向為替	3,803	2,103,899	3,862	2,120,120
代金取立	仕向為替	122	173,718	115	162,320
	被仕向為替	93	136,345	90	137,144
合 計		6,896	4,195,653	6,991	4,198,146

証券等に関する指標

商品有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商 品 国 債	—	33	—	—
商 品 地 方 債	—	—	—	—
合 計	—	33	—	—

公共債引受額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
国 債	—	—
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—
合 計	—	—

有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	51,350	48,583	44,276	51,902
地 方 債	160,893	161,059	148,876	158,181
社 債	435,156	418,397	452,898	441,127
株 式	15,622	15,071	15,175	13,924
外 国 証 券	178,983	150,997	186,573	187,666
そ の 他 の 証 券	46,326	41,764	43,959	39,691
合 計	888,333	835,874	891,760	892,493

公共債窓販実績

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
国 債	—	—
個 人 向 け 国 債	70	159
地 方 債	—	—
合 計	70	159

預証率

(単位：百万円)

		令和3年度末	令和4年度末
有 価 証 券 (A)		888,333	891,760
預 金 積 金 (B)		2,168,808	2,190,034
預 証 率	(A / B)	40.95%	40.71%
	期中平均	38.40%	40.64%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

ディーリング実績・公共債

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
長 期 国 債	44	—
中 期 国 債	—	—
地 方 債	—	200
そ の 他	—	—
合 計	44	200

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

	令和3年度末								令和4年度末							
	合 計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの
国 債	51,350	7,062	28,764	2,589	—	1,484	11,449	—	44,276	15,674	15,311	—	—	—	13,290	—
地 方 債	160,893	11,083	57,544	23,232	8,793	18,963	41,275	—	148,876	37,798	36,317	11,311	8,810	18,695	35,942	—
社 債	435,156	16,688	64,013	89,310	114,676	104,694	42,306	3,465	452,898	34,785	71,741	144,574	92,853	68,305	37,402	3,236
株 式	15,622	—	—	—	—	—	—	15,622	15,175	—	—	—	—	—	—	15,175
外 国 証 券	178,983	15,346	9,739	11,023	12,878	11,873	25,370	92,751	186,573	6,893	11,335	26,759	15,984	12,165	21,236	92,197
そ の 他 の 証 券	46,326	—	1,534	176	1	66	—	44,548	43,959	102	121	—	276	59	—	43,399

有価証券の時価情報

※貸借対照表の「商品有価証券」「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位: 百万円)

区 分	令和3年度末			令和4年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はございません。

3. その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	令和3年度末			令和4年度末		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価 (償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えるもの	株 式	9,316	7,450	1,866	9,710	7,431	2,278
	債 券	343,170	339,273	3,897	223,600	221,466	2,133
	国 債	38,416	37,671	744	33,368	32,894	474
	地 方 債	105,313	103,883	1,430	73,740	72,952	788
	社 債	199,440	197,718	1,722	116,491	115,620	871
	そ の 他	77,965	73,280	4,685	56,710	51,585	5,125
	小 計	430,453	420,004	10,448	290,022	280,484	9,537
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えないもの	株 式	6,084	6,999	△ 915	5,254	6,087	△ 833
	債 券	304,229	307,909	△ 3,679	422,451	433,895	△ 11,444
	国 債	12,933	13,288	△ 354	10,908	11,803	△ 895
	地 方 債	55,579	56,480	△ 901	75,135	77,845	△ 2,709
	社 債	235,715	238,139	△ 2,423	336,407	344,246	△ 7,838
	そ の 他	147,312	150,886	△ 3,573	173,801	188,234	△ 14,432
	小 計	457,626	465,795	△ 8,168	601,507	628,217	△ 26,710
合 計		888,080	885,800	2,280	891,529	908,701	△ 17,172

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「その他」は、ユーロ円債、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社株式

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
子 会 社 株 式	25	25
非 上 場 株 式	196	186
組 合 出 資 金	31	20
合 計	252	231

(注) 残高の減少は、組合出資金の分配等によるものです。

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

令和3年度末					令和4年度末				
貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの
3,000	2,999	△ 0	0	△ 0	2,400	2,399	△ 0	0	△ 0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

3. その他の金銭の信託

その他の金銭の信託はございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

金利スワップ取引はございません。

2. 通貨関連取引

(単位：百万円)

			令和3年度	令和4年度
			契約額等	契約額等
店 頭	為 替 予 約	売 建	358	1,413
		買 建	197	1,983

(注) 1. 為替予約の時価及び評価損益につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。
2. 為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。

3. その他のデリバティブ取引

その他のデリバティブ取引はございません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、預け金、買入金銭債権、金銭の信託、預金積金等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】私募債、仕組債、貸出金、借入金等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

1. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(その他有価証券)	72,430	743,576	45,781	861,787
うち株式	14,903	61	—	14,964
国債	44,276	—	—	44,276
地方債	—	148,876	—	148,876
社債	—	451,890	1,008	452,898
その他の証券(*1)	13,250	142,747	44,772	200,770
金融資産計	72,430	743,576	45,781	861,787
デリバティブ取引(*2)	—	23	—	23
デリバティブ取引計	—	23	—	23

* 1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は29,741百万円であります。

* 2：その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

* 3：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

2. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
預け金	—	482,662	3,866	486,529
買入金銭債権	—	2,959	868	3,827
金銭の信託	—	2,399	—	2,399
貸出金	—	—	1,127,107	1,127,107
金融資産計	—	488,021	1,131,842	1,619,864
預金積金	—	2,183,099	—	2,183,099
譲渡性預金	—	7,250	—	7,250
借入金	—	—	245,732	245,732
金融負債計	—	2,190,349	245,732	2,436,081

* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

* 2：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。なお、本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

その他

役職員数の推移

(人員：人、年齢：才)

年 月	常勤役職員数									
	役 員		職 員						合 計	
		平均年齢	男 子	平均年齢	女 子	平均年齢	小 計	平均年齢		平均年齢
令和3年3月末	13	62.0	795	42.6	460	35.7	1,255	40.1	1,268	40.3
令和4年3月末	12	62.9	773	42.8	463	36.2	1,236	40.3	1,248	40.6
令和5年3月末	13	61.8	745	43.7	451	37.3	1,196	41.3	1,209	41.5

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	350

(注) 1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は3名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」243百万円、「賞与」19百万円、「退職慰労金」88百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	122,502	125,342
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,209	1,209
うち、利益剰余金の額	121,341	124,193
うち、外部流出予定額 (△)	47	59
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	844	1,124
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	844	1,124
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	123,346	126,466
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	84
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	84
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	87	84
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	123,259	126,382
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	951,476	992,076
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 20,309	△ 15,492
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 20,309	△ 15,492
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,470	36,330
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	986,947	1,028,407
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	12.48%	12.28%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定性的・定量的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は地域のお客さまからの出資金及び過去からの利益の積立てである利益剰余金等から構成されています。自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
瀬戸信用金庫	普通出資	1,209百万円

(2) 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

① 自己資本の充実度について

当金庫の自己資本比率は令和5年3月末現在で12.28%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

② 将来の自己資本充実策について

年度ごとに掲げる事業収支計画の達成により、そこから得られる利益を積み上げ資本を充実させることを第一義的な施策として考えております。

○自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	951,476	38,059	992,076	39,683
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	873,195	34,927	900,290	36,011
① 外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
② 地方公共団体金融機関向け	910	36	909	36
③ 我が国の政府関係機関向け	1,894	75	1,752	70
④ 地方三公社向け	1,299	51	1,376	55
⑤ 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,234	2,649	74,000	2,960
⑥ 法人等向け	353,802	14,152	382,939	15,317
⑦ 中小企業等向け及び個人向け	171,465	6,858	178,027	7,121
⑧ 抵当権付住宅ローン	18,885	755	16,124	644
⑨ 不動産取得等事業向け	102,662	4,106	102,192	4,087
⑩ 三月以上延滞等	404	16	302	12
⑪ 取立未済手形	95	3	105	4
⑫ 信用保証協会等による保証付	6,115	244	6,244	249
⑬ 出資等	25,278	1,011	21,233	849
出資等のエクスポージャー	25,278	1,011	21,233	849
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑭ 上記以外	123,944	4,957	114,882	4,595
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	77,691	3,107	69,664	2,786
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	12,670	506	12,463	498
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	33,581	1,343	32,754	1,310
2) 証券化エクスポージャー	3,420	136	3,970	158
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	3,420	136	3,970	158
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	95,160	3,806	103,236	4,129
ルック・スルー方式	95,160	3,806	103,236	4,129
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 20,309	△ 812	△ 15,492	△ 619
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	9	0	72	2
7) 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,470	1,418	36,330	1,453
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	986,947	39,477	1,028,407	41,136

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナル・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」を定め、広く役職員に理解と遵守を促しています。また、信用リスク管理の基本方針や手続き等について「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理を徹底しております。

また、小口多数によるリスク分散を基本方針とするとともに、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、地区別など、さまざまな角度からのポートフォリオ管理や計測モデルを用いて信用リスク量を計測するなど、適切なリスク管理に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

審査・与信管理にあたっては、営業推進部門、審査部門、与信監査部門を独立させることで、相互牽制が働く態勢としております。

② 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報 (R&I)
- ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- (注) 令和5年3月31日以降、S&Pグローバル・レーティング (S&P) はリスク・ウェイトの判定に使用していません。
- ・カンントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険を使用しております。
- ・投資信託 (ファンド) については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しております。

○エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は、以下のとおりです。

- ・法人等向けエクスポージャー
 - ①株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - (注) 令和5年3月31日以降、S&Pグローバル・レーティング (S&P) はリスク・ウェイトの判定に使用していません。
- なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。
 - a. 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。
両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。
 - b. 上記以外の債券等は、①②③を参照。
- ・金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー
株式会社日本貿易保険のカントリー・リスク・スコア
- ・投資信託 (ファンド) に含まれるエクスポージャー
運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイト

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別、業種別及び残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国	内	2,650,687	2,622,954	1,398,919	1,401,209	647,183	655,362	13	102	1,137	790
国	外	88,389	98,924	99	88	88,051	98,414	—	—	—	—
地 域 別 合 計		2,739,077	2,721,878	1,399,018	1,401,297	735,234	753,776	13	102	1,137	790
製 造 業		256,461	274,028	130,647	131,036	120,705	138,412	0	7	859	591
農 業、林 業		80	78	80	78	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		4,378	3,812	3,678	3,112	700	700	—	—	5	5
建 設 業		114,674	118,841	102,922	105,520	10,909	12,696	—	—	46	37
電気・ガス・熱供給・水道業		155,813	155,108	16,674	21,120	135,388	130,212	—	—	—	—
情 報 通 信 業		10,974	11,616	4,503	4,620	4,901	5,702	—	—	—	3
運 輸 業、郵 便 業		72,670	74,079	18,074	18,485	50,998	51,959	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		122,121	127,040	105,584	107,246	15,863	19,050	4	27	142	75
金 融 業、保 険 業		468,101	484,157	37,663	46,169	149,271	157,976	8	67	—	—
不 動 産 業		140,977	139,537	116,313	114,921	18,726	20,020	—	—	78	62
物 品 賃 貸 業		19,034	23,652	6,301	6,124	11,840	17,144	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		12,884	14,161	11,874	13,453	1,008	707	—	—	—	—
宿 泊 業		2,314	2,301	2,302	2,289	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		13,802	13,910	13,602	13,310	200	599	—	—	1	1
生活関連サービス業、娯楽業		14,412	14,662	13,784	14,045	600	600	—	—	—	—
教育、学習支援業		4,109	2,852	4,109	2,852	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		24,318	26,086	24,218	25,986	100	100	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		37,149	36,581	35,604	35,090	1,395	1,396	—	—	3	3
国・地方公共団体等		998,040	922,366	528,099	510,879	212,625	196,496	—	—	—	—
個 人		220,496	222,420	220,496	222,420	—	—	—	—	—	11
そ の 他		46,260	54,582	2,483	2,534	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		2,739,077	2,721,878	1,399,018	1,401,297	735,234	753,776	13	102	1,137	790
1 年 以 下		379,809	395,998	139,928	138,438	49,957	94,823	12	102	—	—
1 年 超 3 年 以 下		275,301	264,017	58,290	61,609	158,301	134,119	0	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		199,162	262,277	72,452	67,722	125,061	182,925	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		192,168	184,385	55,348	60,312	136,650	119,772	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		373,347	358,067	232,927	253,253	138,420	102,814	—	—	—	—
10 年 超		685,457	678,221	543,115	543,400	123,342	115,820	—	—	—	—
期間の定めのないもの		633,825	578,906	296,956	276,560	3,500	3,500	—	—	—	—
そ の 他		3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		2,739,077	2,721,878	1,399,018	1,401,297	735,234	753,776	13	102	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	823	844	—	823	844
	令和4年度	844	1,124	—	844	1,124
個別貸倒引当金	令和3年度	5,697	3,256	2,562	3,134	3,256
	令和4年度	3,256	3,972	345	2,910	3,972
合 計	令和3年度	6,520	4,100	2,562	3,958	4,100
	令和4年度	4,100	5,096	345	3,754	5,096

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	1,070	813	1,267	1,070	1,070	813	—	—
農 業、林 業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	1	1	1	—	—
建 設 業	334	328	326	334	334	328	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	6	38	2	6	6	38	—	—
卸 売 業、小 売 業	188	1,121	213	188	188	1,121	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	254	257	204	254	254	257	—	—
物 品 賃 貸 業	19	22	—	19	19	22	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,174	1,176	1,152	1,174	1,174	1,176	—	—
飲 食 業	11	23	17	11	11	23	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	2,305	5	5	5	—	—
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	—	—
医 療、福 祉	2	2	3	2	2	2	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	174	172	193	174	174	172	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	5	4	3	5	5	4	—	—
そ の 他	1	—	3	1	1	—	—	—
合 計	3,256	3,972	5,697	3,256	3,256	3,972	—	—

(注) 1. 当金庫は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金に対する個別貸倒引当金を記載しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	499	1,196,401	499	1,122,757
10%	—	89,208	—	89,071
20%	83,543	348,138	94,971	349,691
35%	—	46,669	—	38,404
50%	295,902	15,334	324,457	18,403
75%	—	225,298	—	232,471
100%	15,754	398,561	14,080	416,734
150%	—	210	—	146
250%	—	20,347	—	20,187
1250%	—	—	—	—
合 計	2,735,869		2,721,878	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、当金庫は、信用リスクを軽減するため、融資案件によっては、不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な保証には、政府保証等と、保証基金、信販会社、損害保険会社等の民間保証があります。民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			10,827	8,521	30,371	31,923	—	—
①外国の中央政府及び中央銀行向け			—	—	1,000	1,000	—	—
②地方公共団体金融機構向け			—	—	3,419	3,419	—	—
③我が国の政府関係機関向け			—	—	7,843	7,629	—	—
④地方三公社向け			—	—	1,708	1,607	—	—
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			—	—	709	—	—	—
⑥法人等向け			6,423	4,378	763	887	—	—
⑦中小企業等向け及び個人向け			3,385	3,283	14,927	17,377	—	—
⑧抵当権付住宅ローン			—	—	—	—	—	—
⑨不動産取得等事業向け			1,018	859	—	—	—	—
⑩ 3 月以上延滞等			—	—	—	1	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引については、原則ヘッジ目的とし、ヘッジ目的以外で実施する場合は、その目的及び管理方針・手続等について、経営会議等の承認を受け行う方針としております。

お客さまの外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えするため、外国為替関連取引として為替先物予約取引を行っており、また当金庫がその取引のリスクをヘッジする目的にも、同取引を行っております。また、当金庫の貸出金の為替リスクヘッジを目的とした通貨スワップ取引も行っております。

派生商品取引には、市場の変動により、損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスク取引への対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引（為替先物予約取引）については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定、必要に応じて担保を徴求するなど、適切な保全措置を講じております。貸出金の為替リスクヘッジを目的とした通貨スワップ取引については、与信限度枠は設定しておりませんが、相手先を信金中央金庫等信用力の高い先に限定しております。なお引当金の算定は、特段行っておりません。

その他、長期決済期間取引は該当ありません。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	7	68
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
派 生 商 品 取 引	13	102	13	102
外 国 為 替 関 連 取 引	13	102	13	102
合 計	13	102	13	102

(注) グロス再構築コストの額は、0 を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券等に組み替え、第三者に売却して流動化する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

一般的には、証券化取引における原資産の保有者であるオリジネーターと、証券化エクスポージャーを含む金融商品等に投資する投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーター業務は原則行わない方針としており、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

投資家としての証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めることとしております。また、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関する投資適格性の調査やモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経たうえで、「資金運用基準」及び「融資審査権限規程」に定める決裁権限規定により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を当該証券化エクスポージャーを購入した信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

④ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑤ 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

⑥ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

⑦ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

①株式会社格付投資情報センター(R&I)

②株式会社日本格付研究所(JCR)

③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

(注) 令和5年3月31日以降、S&Pグローバル・レーティング(S&P)はリスク・ウェイトの判定に使用しておりません。

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

a. 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。

b. 上記以外の債券等は、①②③を参照。

● オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

証券化エクスポージャーに関する事項はございません。

● 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

○ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

① 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	11,091	—	11,565	—
法人向けローン	11,091	—	11,565	—

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

○ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

① 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	10,290	—	9,865	—	110	—	111	—
50%～100%未満	800	—	1,700	—	26	—	47	—
合 計	11,091	—	11,565	—	136	—	158	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

● 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを「当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）は可能な限り回避すべきリスクとして、管理体制や管理方針を定め、リスクを認識・評価し、リスクの顕在化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクのうち事務リスクについては、定期的な自主点検を実施するなど、常に事務リスク発生の危険度を把握し、事故の未然防止に万全の態勢をとっております。また、担当部署で事務リスクに関する情報の共有化を図り、必要に応じて随時、有効な対策を講じております。

システムリスクについては、基幹システムは（一社）しんきん共同センターに外部委託し、ネットワークシステムは（株）しんきん情報システムセンターに外部委託しており、各社から定期的に提出される「監査結果報告書」等を基に、モニタリングを実施することで、外部委託先の管理状況等について確認しています。また、補完システムをはじめとする当金庫サブシステムについては、「情報資産管理台帳」を基に、（公財）金融情報システムセンター（FISC）策定の安全管理基準に準じたシステムリスク管理及び情報セキュリティ管理を図っております。

その他のリスクについては、法務リスク（コンプライアンスリスク等）は、コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス研修の実施をはじめ、コンプライアンス事案に対する再発防止策の徹底とフォローを行い、全役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を行っております。また、お客様相談所の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護管理協議会設置による個人を始めとした顧客情報保護や情報セキュリティ態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。また、利益相反管理については、利益相反管理方針に基づいた態勢整備を行いお客さまの利益保護に努めています。

その他、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、情報資産保護、マネロン・テロ資金供与、反社会的勢力対策についても各々方針を定め所管部が発生防止に向けた取組みを進めています。

リスクの計測については、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクについては、リスク管理委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測により把握し、毎月リスク管理委員会にて評価・検討するとともに、運用状況に応じて経営会議等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式等に関しては、当金庫が定める「自己査定規程」等に基づいた適切な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

○貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	32,028	32,028	28,354	28,354
非 上 場 株 式 等	8,816	—	8,806	—
合 計	40,844	—	37,161	—

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	3,102	3,464

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	213	198
売 却 損	254	162
償 却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	121,706	130,117
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債（預金、貸出金、投資有価証券等）の経済価値や、金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」を言います。

金利リスクについては、 $\Delta E V E$ （注１）および $\Delta N I I$ （注２）を複数の金利シナリオに基づき算出しているほか、 $V a R$ などの指標を併用して管理しております。

こうして把握する金利リスクの状況は、月次で開催するリスク管理委員会において評価するとともに、リスク削減手法を講じる必要性も検討しております。

（注１） $\Delta E V E$ ・・・金利ショックに対する現在価値の減少額
（注２） $\Delta N I I$ ・・・金利ショックに対する期間収益の減少額

② 金利リスク算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.03年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	普通預金など満期の無い流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮していません。
内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	$\Delta E V E$ は、有価証券を中心に減少しました。 なお、金利リスクの算定にかかる前提に変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の重要性テスト（ $\Delta E V E$ ／自己資本の額）の結果は基準値である自己資本の20％以内に収まっております。さらに、複数の指標によるモニタリング、ストレステストの実施、市場環境が急変した場合の対応策の検討等を定期的に実施するなど、適切にコントロールを行っております。

○当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項					
金利ショックに関する説明	金利リスクについては、 $V a R$ （過去一定期間における金利上昇幅に基づき将来発生し得る最大損失を確率的に算出する方法）に基づき月次でリスク量を計測し、信用リスクやその他のリスクとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本に対して許容可能な水準に収まるように管理しております。				
金利リスク計測の前提及びその意味	○市場リスクのVaR（単位：百万円） <table><tr><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>20,341</td><td>25,054</td></tr></table> ・VaR計測の前提 ①有価証券：観測期間1年、信頼区間99%、保有期間2か月 ②預け金：観測期間1年、信頼区間99%、保有期間6か月 ③貸出金・預積金等：観測期間5年、信頼区間99%、保有期間1年 なお、令和4年度末より、預貸金VaRの計測において、コア預金内部モデルを使用しております。 ※有価証券のVaRは、債券と株式・投資信託との相関を考慮しています。また、運用勘定、調達勘定のリスク量を相殺しております。	令和3年度	令和4年度	20,341	25,054
令和3年度	令和4年度				
20,341	25,054				

○金利リスクの状況

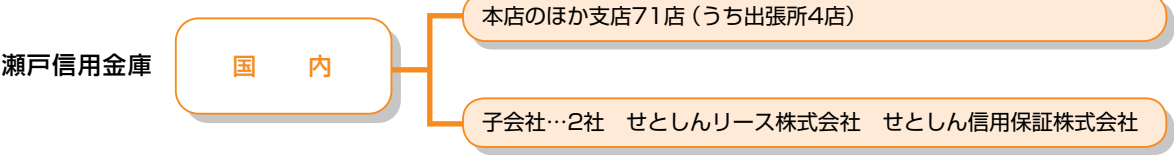
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	24,484	31,834	2,542	1,512
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	12,189	18,366		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	24,484	31,834	2,542	1,512
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	126,382		123,259	

（注）１．連結の金利リスク量については、当金庫の関連会社の資産及び負債が、総資産及び総負債に対して極めて小さいことから、単体と同じ数値としているため、単体のみを表示しております。

当金庫及び連結子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

瀬戸信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、保証業務などの金融サービスを提供しております。



○子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
セとしんリース株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄 46 番地	総合リース業務	昭和 60. 4. 1	20 百万円	100%	0%
セとしん信用保証株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄 46 番地	信用保証業務	昭和 60.11.5	10 百万円	100%	0%

(令和5年3月末現在)

当金庫及び連結子会社の事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は2兆1,820億円、貸出金の期末残高は1兆1,249億円となりました。また、連結総資産は5億円増加の2兆5,721億円、連結純資産は118億円減少の1,151億円となりました。

収益の状況につきましては、連結経常利益は994百万円減少し、3,790百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は517百万円減少し、2,812百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、0.22ポイント低下し、12.54%となりました。

連結子会社の事業概況

○セとしんリース株式会社

項目	令和4年度
業績	
当期末契約先数	472 先
期中新規契約件数	205 件
期中新規契約額	919 百万円

項目	令和4年度
損益	
売上高	1,075 百万円
経常利益	30 百万円
当期純利益	13 百万円

・事業の概況

令和4年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その中で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。

当社は母体金庫の取引先企業を中心に積極的な営業活動を展開してまいりましたが、当期中のリース新規契約は、取扱件数205件で前期比18件増加、新規契約額は919百万円で前期比292百万円の増加となりました。

損益面につきましては、営業収益(売上高)は、1,075百万円と前期比54百万円の減収となりました。

当期純利益は13百万円と前期比42百万円の減益となりました。

○セとしん信用保証株式会社

項目	令和4年度
業績	
期中新規保証取扱実績	291 件
期中新規保証取扱額	7,087 百万円
保証件数	10,138 件
保証残高	137,289 百万円

項目	令和4年度
損益	
売上高	195 百万円
経常利益	111 百万円
当期純利益	72 百万円

・事業の概況

わが国経済は、コロナ禍での経済活動に関する制約が徐々に解消される中、緩やかに持ち直しの機運がみられるものの、世界的な金融引き締めの影響もあり、いまだ不透明な情勢にあります。東海地方の住宅投資においては、弱含みで推移する中、金融機関の住宅ローン獲得競争は厳しさを増しております。

こうした状況下、当社の当期中の新規保証取扱実績は、前期比108件の減少、取扱額は1,817百万円減少しました。

住宅ローン期末保証実績は、前期比289件の減少、保証残高は4,644百万円減少しました。

収益面につきましては、当期純利益72百万円を計上し、前期比24百万円の減益となりました。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	24,703	24,720	22,078	22,961	22,455
連結経常利益	2,783	2,811	3,290	4,784	3,790
親会社株主に帰属する当期純利益	2,326	1,840	2,987	3,329	2,812
連結純資産額	131,857	123,389	132,270	127,007	115,168
連結総資産額	2,379,078	2,381,202	2,514,680	2,571,569	2,572,111
連結自己資本比率	13.57%	12.72%	13.24%	12.76%	12.54%

(注) 1. 連結自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

※ 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (4年3月31日現在)	令和4年度 (5年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	9,727	19,534
預 け 金	531,064	487,532
買 入 金 銭 債 権	3,411	3,844
金 銭 の 信 託	3,000	2,400
有 価 証 券	888,308	891,735
貸 出 金	1,097,441	1,124,961
外 国 為 替	1,090	553
そ の 他 資 産	14,354	15,106
有 形 固 定 資 産	24,602	24,200
建 物	7,811	7,655
土 地	13,992	14,119
リ ー ス 資 産	626	443
建 設 仮 勘 定	264	70
その他の有形固定資産	1,908	1,911
無 形 固 定 資 産	113	104
ソフトウェア	25	18
その他の無形固定資産	87	85
繰 延 税 金 資 産	2,131	6,932
債 務 保 証 見 返	615	511
貸 倒 引 当 金	△ 4,292	△ 5,305
うち個別貸倒引当金	△ 3,368	△ 4,090
資 産 の 部 合 計	2,571,569	2,572,111

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (4年3月31日現在)	令和4年度 (5年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	2,160,737	2,182,049
譲 渡 性 預 金	5,148	5,148
借 用 金	264,756	245,732
外 国 為 替	1	0
そ の 他 負 債	4,468	14,753
賞 与 引 当 金	926	937
役 員 賞 与 引 当 金	24	24
退職給付に係る負債	7,348	7,353
役員退職慰労引当金	292	198
睡眠預金払戻損失引当金	136	151
偶 発 損 失 引 当 金	105	80
債 務 保 証	615	511
負 債 の 部 合 計	2,444,561	2,456,942
(純資産の部)		
出 資 金	1,209	1,209
資 本 剰 余 金	1,078	1,078
利 益 剰 余 金	123,041	125,830
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	125,329	128,118
その他有価証券評価差額金	1,678	△ 12,949
評価・換算差額等合計	1,678	△ 12,949
純 資 産 の 部 合 計	127,007	115,168
負債及び純資産の部合計	2,571,569	2,572,111

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (3年4月1日～4年3月31日)	令和4年度 (4年4月1日～5年3月31日)
経 常 収 益	22,961	22,455
資金運用収益	18,765	18,682
貸 出 金 利 息	10,447	10,225
預 け 金 利 息	716	492
有価証券利息配当金	7,374	7,730
その他の受入利息	226	234
役 務 取 引 等 収 益	2,540	2,395
そ の 他 業 務 収 益	422	358
そ の 他 経 常 収 益	1,232	1,017
経 常 費 用	18,177	18,665
資金調達費用	525	376
預 金 利 息	511	374
給付補填備金繰入額	14	10
譲渡性預金利息	2	1
その他の支払利息	△ 3	△ 10
役 務 取 引 等 費 用	1,137	1,133
そ の 他 業 務 費 用	277	11
経 常 費	15,039	14,767
そ の 他 経 常 費 用	1,196	2,376
その他の経常費用	1,089	1,002
経 常 利 益	4,784	3,790
特 別 利 益	0	214
固定資産処分益	0	214
特 別 損 失	10	53
固定資産処分損	5	53
減 損 損 失	4	—
税金等調整前当期純利益	4,774	3,950
法人税、住民税及び事業税	1,007	1,114
法 人 税 等 調 整 額	437	23
法 人 税 等 合 計	1,445	1,138
当 期 純 利 益	3,329	2,812
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	3,329	2,812

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (3年4月1日～4年3月31日)	令和4年度 (4年4月1日～5年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,078	1,078
資本剰余金増加高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金減少高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金期末残高	1,078	1,078
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	119,760	123,066
利益剰余金増加高	3,329	2,812
親会社株主に帰属する当期純利益	3,329	2,812
利益剰余金減少高	47	47
配 当 金	47	47
利益剰余金期末残高	123,041	125,830

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

信用金庫法開示債権

令和4年度末における信用金庫法開示債権に基づく開示債権(不良債権)額〔連結〕は294億円です。その内容については、21ページに記載しております。

事業の種類別セグメント情報

当金庫及び連結子会社は信用金庫業務以外にリース業務、保証業務などを営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は掲載しておりません。

連結損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 1,166円99銭
3. 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、2,173百万円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において重要な会計方針と合わせて注記しております。
5. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは金利がマイナスの取引を約定したことに伴い、純額でマイナスになったことによるものです。

連結貸借対照表の注記事項

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価は、有価証券に準じた方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く））並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年 ～ 50年

その他 4年 ～ 50年

連結される子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、子会社のソフトウェアについては、連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

8. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。

- (1) 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることのできる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失率を見込んで計上しております。これらの予想損失率は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加算算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は434百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定基準率によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各連結会計年度は発生時の職員の平均残勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法とし、それぞれ発生時の連結会計年度から損益処理

〔退職給付に係る負債〕については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しております。

当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

(2) 制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金提出割合（令和4年3月分）

	1.2589%
--	---------

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金237百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

14. 睡眠病払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

16. 貸出金の一部につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する振当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうかを確認することで判定しております。

17. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかわる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

18. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

19. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

- (1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金5,305百万円（うち、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に係る影響を踏まえた予想損失率の修正により必要な調整として計上した貸倒引当金173百万円）

- (2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

（見積りの金額の算出方法）

貸倒引当金の算定方法は、注記事項9に記載しております。新型コロナウイルス感染者数が落ち着き経済の正常化に向けた動きが見られるが、引き続き起こりうる経済への影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の足下の業績悪化の状況を踏まえて貸倒引当金を計上するとともに、特に影響を強く受ける特定業種について貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって貸倒引当金を計上しております。

（見積りの金額の算出に用いた主要な仮定）

①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定を

おいております。

②前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経済への影響は今後一定期間続くものと考えられ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定をしておりませんが、当該仮定について、当連結会計年度においても重要な変更を行っておりません。

③正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権については総体として過去に有していた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経済への影響を含む外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者及び特定業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

（翌年度の計算書類に与える影響）

債務者区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む。）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経済への影響を含む外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者及び特定業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

21. 有価証券の減価償却累計額

22. 有形固定資産の圧縮記帳額

23. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備

については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限り）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息、仮払金、保証債務見込、保証債務求償債及び未取リース料並びに解約未収金の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限り。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額

危険債権額

三月以上延滞債権額

貸出条件緩和債権額

合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,790百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

担保資産に対応する債務

預金

借入金

上記のほか、為替決済、手形交換所等の担保として、預け金66,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金23百万円を差入っております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており

金融商品に關する金利リスク・為替リスクのヘッジ手段の一つとして、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会で報告・協議を行っております。

②市場リスクの管理

(1) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは為替の変動リスクに関して、持高管理をするともに為替予約、通貨スワップ等を利用して、個別案件ごとの管理も行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で半期ごとの資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で25,054百万円であります。

なお、当金庫グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループはALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	487,532	486,529	△ 1,003
(2) 買 入 金 銭 債 権	3,844	3,827	△ 17
(3) 金 銭 の 信 託	2,400	2,399	△ 0
(4) 有 価 証 券			
その他有価証券(※1)	891,529	891,529	—
(5) 貸 出 金	1,124,961		
貸 倒 引 当 金 (※2)	△ 5,096		
	1,119,865	1,126,353	6,488
金 融 資 産 計	2,505,172	2,510,639	5,467
(1) 預 金 積 金	2,182,049	2,182,363	313
(2) 譲 渡 性 預 金	5,148	5,150	1
(3) 借 入 金	245,732	245,732	—
金 融 負 債 計	2,432,930	2,433,245	315
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	23	23	—

(※1) その他有価証券は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※3) その他償却・負債に計上しているデリバティブ取引一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。通貨スワップの振当処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である貸出金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関による評価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は、取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31. から33.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における為替相場により円換算した評価価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (※1)	186
組 合 出 資 金 (※2)	20
合 計	206

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

31. 令和5年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
株 式	9,710	7,431	2,278
債 券	223,600	221,466	2,133
国 債	33,368	32,894	474
地 方 債	73,740	72,952	788
社 債	116,491	115,620	871
そ の 他	56,710	51,585	5,125
小 計	290,022	280,484	9,537
株 式	5,254	6,087	△ 833
債 券	422,451	433,895	△ 11,444
国 債	10,908	11,803	△ 895
地 方 債	75,135	77,845	△ 2,709
社 債	336,407	344,246	△ 7,838
そ の 他	173,801	188,234	△ 14,432
小 計	601,507	628,217	△ 26,710
合 計	891,529	908,701	△ 17,172

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	1,665	136	158
債 券	30,703	76	—
国 債	19,359	57	—
地 方 債	301	1	—
社 債	11,042	17	—
そ の 他	4,920	61	3
合 計	37,289	274	162

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

34. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	2,400	2,399	△ 0	0	△ 0

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は77,174百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが67,918百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 7,125 百万円
未積立退職給付債務	△ 7,125
未認識数理計算上の差異	△ 228
連結貸借対照表計上額の純額	△ 7,353
退職給付に係る負債	△ 7,353

37. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 39 百万円

38. 会計方針の変更

投資信託等について、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

■ 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	125,281	128,058
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,288	2,287
うち、利益剰余金の額	123,041	125,830
うち、外部流出予定額 (△)	47	59
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	923	1,215
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	923	1,215
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	126,205	129,274
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	104
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	104
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	104
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	126,092	129,170
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	952,362	993,311
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 20,309	△ 15,492
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 20,309	△ 15,492
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	35,590	36,413
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	987,953	1,029,725
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	12.76%	12.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等である会社はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	952,362	38,094	993,311	39,732
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	874,080	34,963	901,525	36,061
①外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
②地方公共団体金融機構向け	910	36	909	36
③我が国の政府関係機関向け	1,894	75	1,752	70
④地方三公社向け	1,299	51	1,376	55
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,234	2,649	74,000	2,960
⑥法人等向け	352,878	14,115	382,186	15,287
⑦中小企業等向け及び個人向け	171,451	6,858	177,983	7,119
⑧抵当権付住宅ローン	18,885	755	16,124	644
⑨不動産取得等事業向け	102,662	4,106	102,192	4,087
⑩三月以上延滞等	404	16	302	12
⑪取立未済手形	95	3	105	4
⑫信用保証協会等による保証付	6,115	244	6,244	249
⑬出資等	25,253	1,010	21,208	848
出資等のエクスポージャー	25,253	1,010	21,208	848
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑭上記以外	125,793	5,031	116,939	4,677
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	77,691	3,107	69,664	2,786
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	12,670	506	12,463	498
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	35,431	1,417	34,811	1,392
2) 証券化エクスポージャー	3,420	136	3,970	158
証券化	STC 要件適用分	—	—	—
非 STC 要件適用分	3,420	136	3,970	158
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	95,160	3,806	103,236	4,129
ルック・スルー方式	95,160	3,806	103,236	4,129
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 20,309	△ 812	△ 15,492	△ 619
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	9	0	72	2
7) 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,590	1,423	36,413	1,456
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	987,953	39,518	1,029,725	41,189

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナル・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	2,650,547	2,624,101	1,397,992	1,400,455	647,183	655,362	13	102	1,137	790		
国 外	88,389	98,924	99	88	88,051	98,414	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	2,738,936	2,723,025	1,398,092	1,400,543	735,234	753,776	13	102	1,137	790		
製 造 業	256,461	274,028	130,647	131,036	120,705	138,412	0	7	859	591		
農 業、林 業	80	78	80	78	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	4,378	3,812	3,678	3,112	700	700	—	—	5	5		
建 設 業	114,674	118,841	102,922	105,520	10,909	12,696	—	—	46	37		
電気・ガス・熱供給・水道業	155,813	155,108	16,674	21,120	135,388	130,212	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	10,974	11,616	4,503	4,620	4,901	5,702	—	—	—	3		
運 輸 業、郵 便 業	72,670	74,079	18,074	18,485	50,998	51,959	—	—	—	—		
卸 売 業、小 売 業	122,121	127,040	105,584	107,246	15,863	19,050	4	27	142	75		
金 融 業、保 険 業	468,092	484,148	37,663	46,169	149,271	157,976	8	67	—	—		
不 動 産 業	140,977	139,537	116,313	114,921	18,726	20,020	—	—	78	62		
物 品 賃 貸 業	18,092	22,882	5,374	5,370	11,840	17,144	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	12,884	14,161	11,874	13,453	1,008	707	—	—	—	—		
宿 泊 業	2,314	2,301	2,302	2,289	—	—	—	—	—	—		
飲 食 業	13,802	13,910	13,602	13,310	200	599	—	—	1	1		
生活関連サービス業、娯楽業	14,412	14,662	13,784	14,045	600	600	—	—	—	—		
教育、学 習 支 援 業	4,109	2,852	4,109	2,852	—	—	—	—	—	—		
医 療、福 祉	24,318	26,086	24,218	25,986	100	100	—	—	—	—		
その他のサービス	37,149	36,581	35,604	35,090	1,395	1,396	—	—	3	3		
国・地方公共団体等	998,040	922,366	528,099	510,879	212,625	196,496	—	—	—	—		
個 人	220,496	222,420	220,496	222,420	—	—	—	—	—	11		
そ の 他	47,071	56,508	2,483	2,534	—	—	—	—	—	—		
業 種 別 合 計	2,738,936	2,723,025	1,398,092	1,400,543	735,234	753,776	13	102	1,137	790		
1 年 以 下	379,099	395,244	139,217	137,684	49,957	94,823	12	102				
1 年 超 3 年 以 下	275,086	264,017	58,075	61,609	158,301	134,119	0	—				
3 年 超 5 年 以 下	199,162	262,277	72,452	67,722	125,061	182,925	—	—				
5 年 超 7 年 以 下	192,168	184,385	55,348	60,312	136,650	119,772	—	—				
7 年 超 1 0 年 以 下	373,347	358,067	232,927	253,253	138,420	102,814	—	—				
1 0 年 超	685,457	678,221	543,115	543,400	123,342	115,820	—	—				
期間の定めのないもの	634,609	580,807	296,956	276,560	3,500	3,500	—	—				
そ の 他	3	3	—	—	—	—	—	—				
残 存 期 間 別 合 計	2,738,936	2,723,025	1,398,092	1,400,543	735,234	753,776	13	102				

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	894	923	—	894	923
	令和4年度	923	1,215	—	923	1,215
個別貸倒引当金	令和3年度	6,085	3,368	2,794	3,290	3,368
	令和4年度	3,368	4,090	360	3,008	4,090
合 計	令和3年度	6,979	4,292	2,794	4,185	4,292
	令和4年度	4,292	5,305	360	3,932	5,305

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	1,070	813	1,267	1,070	1,070	813	—	—
農 業、林 業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	1	1	1	—	—
建 設 業	334	328	326	334	334	328	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	6	38	2	6	6	38	—	—
卸 売 業、小 売 業	188	1,121	213	188	188	1,121	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	254	257	204	254	254	257	—	—
物 品 賃 貸 業	19	22	—	19	19	22	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,174	1,176	1,152	1,174	1,174	1,176	—	—
飲 食 業	11	23	17	11	11	23	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	2,305	5	5	5	—	—
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	—	—
医 療、福 祉	2	2	3	2	2	2	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	174	172	193	174	174	172	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	5	4	3	5	5	4	—	—
そ の 他	114	117	391	114	114	117	—	—
合 計	3,368	4,090	6,085	3,368	3,368	4,090	—	—

(注) 1. 当金庫及びその連結子会社等は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金、未収リース料等に対する個別貸倒引当金を記載しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	499	1,196,401	499	1,122,757
10%	—	89,208	—	89,071
20%	83,543	348,138	94,971	349,691
35%	—	46,669	—	38,404
50%	295,902	15,334	324,457	18,403
75%	—	225,279	—	232,413
100%	15,754	399,330	14,080	417,881
150%	—	210	—	146
250%	—	20,408	—	20,246
1250%	—	—	—	—
合 計	2,736,680		2,723,025	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		10,827	8,521	30,371	31,923	—	—
①	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	1,000	1,000	—	—
②	地方公共団体金融機構向け	—	—	3,419	3,419	—	—
③	我が国の政府関係機関向け	—	—	7,843	7,629	—	—
④	地方三公社向け	—	—	1,708	1,607	—	—
⑤	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	709	—	—	—
⑥	法人等向け	6,423	4,378	763	887	—	—
⑦	中小企業等向け及び個人向け	3,385	3,283	14,927	17,377	—	—
⑧	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑨	不動産取得等事業向け	1,018	859	—	—	—	—
⑩	3月以上延滞等	—	—	—	1	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	7	68
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
派 生 商 品 取 引	13	102	13	102
外 国 為 替 関 連 取 引	13	102	13	102
合 計	13	102	13	102

(注) グロス再構築コストの額は、0 を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

- 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
証券化エクスポージャーに関する事項はございません。
- 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

○保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	11,091	—	11,565	—
法人向けローン	11,091	—	11,565	—

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

○保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	10,290	—	9,865	—	110	—	111	—
50%～100%未満	800	—	1,700	—	26	—	47	—
合計	11,091	—	11,565	—	136	—	158	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項
保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

○貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	32,028	32,028	28,354	28,354
非 上 場 株 式 等	8,791	—	8,781	—
合 計	40,819	—	37,136	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	213	198
売 却 損	254	162
償 却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	3,102	3,464

- 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	121,706	130,117
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

連結対象の子会社の金利リスクは僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識していることから単体のみ開示しております。

■ 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

■ 単体ベースの項目

●第132条第1項第1号

金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	22
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	22
ハ 会計監査人の氏名又は名称	35
ニ 事務所の名称及び所在地	24

●第132条第1項第2号

金庫の主要な事業の内容

	22
--	----

●第132条第1項第3号

金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	2～3
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	2
(2) 経常利益	2
(3) 当期純利益	2
(4) 出資総額及び出資総口数	2
(5) 純資産額	2
(6) 総資産額	2
(7) 預金積金残高	2
(8) 貸出金残高	2
(9) 有価証券残高	2
(10) 単体自己資本比率	2
(11) 出資に対する配当金	2
(12) 職員数	2
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
・主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	38
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支	
役務取引等収支及びその他業務収支	38
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	38
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	38
(5) 総資産経常利益率	38
(6) 総資産当期純利益率	38
・預金に関する指標	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	39
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	39
・貸出金等に関する指標	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	39
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	39
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	39
(4) 使途別の貸出金残高	40
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	40
(6) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	39
・有価証券に関する指標	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	41
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	41
(3) 有価証券の種類別の平均残高	41
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	41

●第132条第1項第4号

金庫の事業の運営に関する事項

イ リスク管理の体制	16
ロ 法令遵守の体制	15
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9～11
ニ 金融 ADR 制度への対応	19

●第132条第1項第5号

金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	34～37
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
(1) から (4) までに掲げるものの合計額	20
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	45～52
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	42
(2) 金銭の信託	42
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	43
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ 貸出金償却の額	40
ト 会計監査人の監査を受けている旨	35

●第132条第1項第6号

報酬等に関する事項

金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	44
---	----

■ 連結ベースの項目

●第133条第1号

金庫及びその子会社等の概況に関する事項

イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	53
ロ 金庫の子会社等に関する事項	
(1) 名称	53
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	53
(3) 資本金又は出資金	53
(4) 事業の内容	53
(5) 設立年月日	53
(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53
(7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53

●第133条第2号

金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	53
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	53
(2) 経常利益	53
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益	53
(4) 純資産額	53
(5) 総資産額	53
(6) 連結自己資本比率	53

●第133条第3号

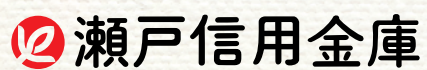
金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	54～56
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
(1) から (4) までに掲げるものの合計額	21
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	57～62
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	54

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

●第7条

資産の査定の公表	20
----------	----



愛知県瀬戸市東横山町119番地の1
TEL (0561) 82-3141
ホームページ <https://www.setoshin.co.jp>

瀬戸信用金庫
オリジナルキャラクター



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C019709



当金庫や地域の情報をお伝えします

せとしんLINE

